

土木工事施工管理基準及び規格値（案）

沖縄総合事務局 開発建設部

平成 1 8 年 4 月

目 次

土木工事施工管理基準

1．目 的	1-1
2．適 用	1-1
3．構 成	1-1
4．管理の実施	1-1
5．管理項目及び方法	1-1
6．規 格 値	1-2
7．そ の 他	1-2

出来型管理基準及び規格値

第 1 編 共通編

土 工	1-28
無筋、鉄筋コンクリート	1-32

第 3 編 土木工事共通編

一般施工	1-34
共通施工	1-92

第 6 編 河川編

築堤・護岸	1-144
樋門・樋管	1-146
水 門	1-148
堰	1-148
排水機場	1-152
床止め・床固め	1-154

第 7 編 河川海岸編

堤防・護岸	1-156
突堤・人工岬	1-160
海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	1-168

第8編 砂防編

砂防堰堤	1-170
流 路	1-174
斜面对策	1-174

第9編 ダム編

コンクリートダム	1-178
フィルダム	1-184
基礎グラウチング	1-186

第10編 道路編

道路改良	1-188
舗 装	1-192
橋梁下部	1-198
橋梁上部	1-208
コンクリート橋上部	1-208
トンネル（N A T M）	1-208
トンネル（矢板）	1-214
共 同 溝	1-218
電線共同溝	1-220
情報ボックス工	
道路維持	1-224
道路修繕	1-226

品質管理基準及び規格値

1．セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く）	1-228
2．ガス圧接	1-234
3．既製杭工	1-236
4．下層路盤	1-238
5．上層路盤	1-244
6．アスファルト安定処理路盤	1-254
7．セメント安定処理路盤	1-254
8．アスファルト舗装	1-258
9．転圧コンクリート	1-278
10．グースアスファルト舗装	1-284
11．路床安定処理工	1-296
12．表層安定処理工（表層混合処理）	1-298

13．固 結 工	1-300
14．アンカー工	1-300
15．補強土壁工	1-302
16．吹 付 工	1-302
17．現場吹付法砕工	1-308
18．河川・海岸土工	1-312
19．砂防土工	1-314
20．道路土工	1-314
21．捨 石 工	1-318
22．コンクリートダム	1-318
23．覆工コンクリート（N A T M）	1-324
24．吹付けコンクリート（N A T M）	1-330
25．ロックボルト（N A T M）	1-336
26．路上再生路盤工	1-338
27．路上表層再生工	1-338
28．排水性舗装工・透水性舗装工	1-340
29．簡易舗装工	1-358
30．プラント再生舗装工	1-360
31．ガス切断工	1-362
32．溶 接 工	1-364
33．工場製作工（鋼橋用鋼材）	1-366

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書(案)〔H18.4〕第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

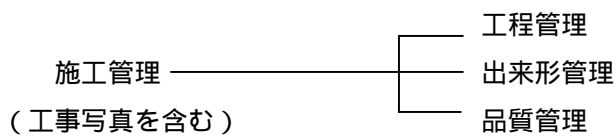
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港事業を除く）が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

(3) 品質管理

1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、 $\bar{x}$ -R、 $\bar{x}$ -R s - R mなど)を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

(イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000m²以下のもの)

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)

2. 請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2 - 3 - 2 掘削工			1-28
	2 - 3 - 3 盛土工			"
	2 - 3 - 4 盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		"
		多数アンカー式補強土工法		"
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		"
	2 - 3 - 5 法面整形工	盛土部		1-30
	2 - 3 - 6 堤防天端工			"
第4節 道路土工	2 - 4 - 2 掘削工			"
	2 - 4 - 3 路体盛土工			1-32
	2 - 4 - 4 路床盛土工			"
	2 - 4 - 5 法面整形工	盛土部		"
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				"
第5節 鉄筋	3 - 5 - 3 鉄筋の組立て			"

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	2 - 3 - 4 矢板工	鋼矢板		1-34
		軽量鋼矢板		"
		コンクリート矢板		"
		広幅鋼矢板		"
		可とう鋼矢板		"
	2 - 3 - 5 法枠工	現場打法枠工		"
		現場吹付法枠工		"
		プレキャスト法枠工		"
	2 - 3 - 6 吹付工	コンクリート		"
		モルタル		"
	2 - 3 - 7 植生工	種子吹付工		1-36
		張芝工		"
		筋芝工		"
		市松芝工		"
		植生ネット工		"
		種子帯工		"
		人工張芝工		"
		植生穴工		"
		厚層基材吹付工		"
		客土吹付工		"
				"
				"
	2 - 3 - 8 縁石工	縁石・アスカープ		"
	2 - 3 - 9 小型標識工			"
	2 - 3 - 10 防止柵工	立入防止柵		1-38
		転落（横断）防止柵		"
		車止めポスト		"
	2 - 3 - 11 路側防護柵工	ガードレール		"
		ガードケーブル		"
	2 - 3 - 12 区画線工			1-40
	2 - 3 - 13 道路付属物工	視線誘導標		"
		距離標		"
	2 - 3 - 14 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		"
		仮組立検査を実施しない場合		"

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	2 - 3 - 14桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		1-42
	2 - 3 - 15工場塗装工			1-48
	2 - 3 - 16コンクリート面塗装工			1-50
第4節 基礎工	2 - 4 - 1 一般事項	切込砂利		〃
		砕石基礎工		〃
		割ぐり石基礎工		〃
		均しコンクリート		〃
	2 - 4 - 3 法留基礎工	現場打		〃
		プレキャスト		1-52
	2 - 4 - 4 既製杭工	既製コンクリート杭		〃
		鋼管杭		〃
		H鋼杭		〃
	2 - 4 - 5 場所打杭工			〃
	2 - 4 - 6 深礎工			〃
	2 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工			1-54
第5節 石・ブロック積（張）工	2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-56
		コンクリートブロック張り		〃
		連節ブロック張り		〃
		天端保護ブロック		〃
	2 - 5 - 4 緑化ブロック工			1-58
	2 - 5 - 5 石積（張）工			〃
第6節 一般舗装工	2 - 6 - 5 アスファルト舗装工	下層路盤工		1-60
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-62
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		1-64
		表層工		〃
	2 - 6 - 6 コンクリート舗装工	下層路盤工		1-66
		粒度調整路盤工		〃
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		1-68
		アスファルト中間層		〃
		コンクリート舗装版工		1-70
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		〃
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		〃
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		1-72
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		〃
		転圧コンクリート版工		〃
				〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2 - 6 - 7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		1-74
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-76
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		〃
	2 - 6 - 8 ブロック舗装工	下層路盤工		1-78
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-80
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		〃
第7節 地盤改良工	2 - 7 - 2 路床安定処理工			1-82
	2 - 7 - 3 置換工			〃
	2 - 7 - 4 表層安定処理工	サンドマット	第3編2 - 7 - 6 サンドマット工	〃
		サンドマット海上		1-84
	2 - 7 - 5 パイルネット工			〃
	2 - 7 - 6 サンドマット工			〃
	2 - 7 - 7 パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		〃
		ペーパードレーン工		1-86
		袋詰式サンドドレーン工		〃
	2 - 7 - 8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		〃
	2 - 7 - 9 固結工	粉末噴射攪拌工		〃
		高圧噴射攪拌工		〃
		スラリー攪拌工		〃
		生石灰パイル工		〃
第10節 仮設工	2 - 10 - 5 土留・仮締切工	H鋼杭		1-88
		鋼矢板		〃
		アンカー工		〃
		連節ブロック張り工		〃
		締切盛土		〃
		中詰盛土		1-90
	2 - 10 - 9 地中連続壁工（壁式）			〃
	2 - 10 - 10 地中連続壁工（柱列式）			〃
	2 - 10 - 22 法面吹付工			〃
第11節 軽量盛土工	2 - 11 - 2 軽量盛土工		第1編2 - 4 - 3 路体盛土工	
第3章 共通施工				
第1節 共通関係	3 - 1 - 1 現場塗装工			1-92
	3 - 1 - 2 場所打擁壁工			1-94
	3 - 1 - 3 プレキャスト擁壁工			〃
	3 - 1 - 4 井桁ブロック工			1-96
	3 - 1 - 5 アンカー工			〃
	3 - 1 - 6 側溝工	プレキャストU型側溝		1-98
		L型側溝		〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1節 共通関係	3 - 1 - 6 側溝工	自由勾配側溝 管渠		1-98
	3 - 1 - 7 場所打水路工			"
	3 - 1 - 8 集水樹工			"
	3 - 1 - 9 暗渠工			"
	3 - 1 - 10 刃口金物製作工			1-100
	3 - 1 - 11 階段工			"
第2節 河川関係	3 - 2 - 1 巨石張り、巨石 積み			"
	3 - 2 - 2 かごマット			1-102
	3 - 2 - 3 じゃかご			"
	3 - 2 - 4 ふとんかご、か ご枠			"
	3 - 2 - 5 根固めブロック			1-104
	3 - 2 - 6 沈床工			"
	3 - 2 - 7 捨石工			"
	3 - 2 - 8 護岸付属物工			"
第3節 海岸関係	3 - 3 - 1 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-106
		グラブ船		"
第4節 道路関係	3 - 4 - 1 プレキャストカ ルバート工	プレキャストボック ス工		"
		プレキャストパイプ 工		"
	3 - 4 - 2 落石防護柵工			"
	3 - 4 - 3 検査路製作工			1-108
	3 - 4 - 4 鋼製伸縮継手製 作工			"
	3 - 4 - 5 落橋防止装置製 作工			"
	3 - 4 - 6 鋼製排水管製作 工			"
	3 - 4 - 7 プレビーム用桁 製作工			1-110
	3 - 4 - 8 橋梁用防護柵製 作工			"
	3 - 4 - 9 鑄造費	金属支承工		1-112
		大型ゴム支承工		1-114
	3 - 4 - 10 アンカーフレー ム製作工			1-116
	3 - 4 - 11 仮設材製作工			"
	3 - 4 - 12 床版・横組工			"
	3 - 4 - 13 伸縮装置工	ゴムジョイント		"
		鋼製フィンガージョ イント		1-118
	3 - 4 - 14 地覆工			"
	3 - 4 - 15 橋梁用防護柵 工、橋梁用高欄工			"
	3 - 4 - 16 検査路工			"
	3 - 4 - 17 支承工	鋼製支承		1-120
		ゴム支承		"
	3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	クレーン架設		1-122
		ケーブルクレーン架 設		"
		ケーブルエレクショ ン架設		"
		架設桁架設		"

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 道路関係	3 - 4 - 18架設工（鋼橋）	送出し架設		1-122
		トラベラー・クレーン架設		"
	3 - 4 - 19プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		1-124
		スラブ桁		"
	3 - 4 - 20ポストテンション桁製作工			"
	3 - 4 - 21プレキャストセグメント製作工（購入工）			1-126
	3 - 4 - 22プレキャストセグメント主桁組立工			"
	3 - 4 - 23PCホロースラブ製作工			"
	3 - 4 - 24PC箱桁製作工			1-128
	3 - 4 - 25PC押出し箱桁製作工			"
	3 - 4 - 26架設工（コンクリート橋）	架設工（クレーン架設）		"
		架設工（架設桁架設）		"
		架設工支保工（固定）		"
		架設工支保工（移動）		"
		架設桁架設（片持架設）		"
		架設桁架設（押出し架設）		"
				"
	3 - 4 - 27半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-130
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		"
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-132
		加熱アスファルト安定処理工		"
		基層工		"
		表層工		"
				"
	3 - 4 - 28排水性舗装工	下層路盤工		1-134
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		"
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		"
		加熱アスファルト安定処理工		1-136
		基層工		"
		表層工		"
				"
	3 - 4 - 29ゲースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-138
		基層工		"
		表層工		"
	3 - 4 - 30透水性舗装工	路盤工		1-140
		表層工		"
	3 - 4 - 31路面切削工			1-142
	3 - 4 - 32舗装打換え工			"
	3 - 4 - 33オーバーレイ工			"
	3 - 4 - 34落橋防止装置工			"

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸				
第3節 護岸基礎工	1-3-3 基礎工		第3編2-4-3 法留基礎工	
	1-3-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	
第4節 矢板護岸工	1-4-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 法留基礎工	
	1-4-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	
第5節 法覆護岸工	1-5-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	
	1-5-4 護岸付属物工		第3編3-2-8 護岸付属物工	
	1-5-5 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	
	1-5-6 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	
	1-5-7 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	
	1-5-8 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	
	1-5-9 多自然型護岸工	巨石張り	第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	
		巨石積み	第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	
		かごマット	第3編3-2-2 かごマット	
	1-5-10 吹付工		第3編2-3-6 吹付工	
	1-5-11 植生工		第3編2-3-7 植生工	
	1-5-12 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	
	1-5-13 羽口工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	
		かご枠	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	
		連節ブロック張り	第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	
第6節 擁壁護岸工	1-6-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	
	1-6-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	
第7節 根固め工	1-7-3 根固めブロック工		第3編3-2-5 根固めブロック	
	1-7-5 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	
	1-7-6 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	
	1-7-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	
第8節 水制工	1-8-3 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	
	1-8-4 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	
	1-8-5 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	
	1-8-8 杭出し水制工			1-144
第9節 付帯道路工	1-9-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	
	1-9-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	
	1-9-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	
	1-9-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	
	1-9-8 ブロック舗装工		第3編2-6-8 ブロック舗装工	
	1-9-9 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	
	1-9-10 集水桝工		第3編3-1-8 集水桝工	
	1-9-11 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	
	1-9-12 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節 付帯道路施設工	1 - 10 - 3 道路付属物工		第3編2 - 3 - 13道路付属物工	
	1 - 10 - 4 標識工		第3編2 - 3 - 9 小型標識工	
第11節 光ケーブル配管工	1 - 11 - 3 配管工			1-144
	1 - 11 - 4 ハンドホール工			〃
第2章 浚渫（川）				
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2 - 2 - 2 浚渫船運転工（民船・官船）		第3編3 - 3 - 1 浚渫船運転工	
第3節 浚渫工（グラブ船）	2 - 3 - 2 浚渫船運転工		第3編3 - 3 - 1 - 2 浚渫船運転工	
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	2 - 4 - 2 浚渫船運転工		第3編3 - 3 - 1 - 2 浚渫船運転工	
第3章 樋門・樋管				
第3節 樋門・樋管本体工	3 - 3 - 3 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	3 - 3 - 4 場所打杭工		第3編2 - 4 - 5 場所打杭工	
	3 - 3 - 5 矢板工		第3編2 - 3 - 4 矢板工	
	3 - 3 - 6 函渠工	本体工		1-146
		ヒューム管		〃
		P C 管		〃
		コルゲートパイプ		〃
		ダクタイル鋳鉄管		〃
		P C 函渠	第3編3 - 4 - 1 プレキャストカルバート工	
	3 - 3 - 7 翼壁工			1-148
	3 - 3 - 8 水叩工			
第4節 護床工	3 - 4 - 3 根固めブロック工		第3編3 - 2 - 5 根固めブロック工	
	3 - 4 - 5 沈床工		第3編3 - 2 - 6 沈床工	
	3 - 4 - 6 捨石工		第3編3 - 2 - 7 捨石工	
	3 - 4 - 7 かご工	じゃかご	第3編3 - 2 - 3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編3 - 2 - 4 ふとんかご、かご枠	
第5節 水路工	3 - 5 - 3 側溝工		第3編3 - 1 - 7 場所打水路工	
	3 - 5 - 4 集水樹工		第3編3 - 1 - 8 集水樹工	
	3 - 5 - 5 暗渠工		第3編3 - 1 - 9 暗渠工	
	3 - 5 - 6 樋門接続暗渠工		第3編3 - 4 - 1 プレキャストカルバート工	
第6節 付属物設置工	3 - 6 - 3 防止柵工		第3編2 - 3 - 10 防止柵工	
	3 - 6 - 7 階段工		第3編3 - 1 - 11 階段工	
第4章 水門				
第3節 工場製作工	4 - 3 - 3 桁製作工		第3編2 - 3 - 14 桁製作工	
	4 - 3 - 4 鋼製伸縮継手製作工		第3編3 - 4 - 4 鋼製伸縮継手製作工	
	4 - 3 - 5 落橋防止装置製作工		第3編3 - 4 - 5 落橋防止装置製作工	
	4 - 3 - 6 鋼製排水管製作工		第3編3 - 4 - 6 鋼製排水管製作工	
	4 - 3 - 7 橋梁用防護柵製作工		第3編3 - 4 - 8 橋梁用防護柵製作工	
	4 - 3 - 8 鑄造費		第3編3 - 4 - 9 鑄造費	
	4 - 3 - 9 仮設材製作工		第3編3 - 4 - 11 仮設材製作工	
	4 - 3 - 10 工場塗装工		第3編2 - 3 - 15 工場塗装工	
第4節 水門本体工	4 - 4 - 4 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	4 - 4 - 5 場所打杭工		第3編2 - 4 - 5 場所打杭工	
	4 - 4 - 6 矢板工（遮水矢板）		第3編2 - 3 - 4 矢板工（遮水矢板）	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 水門本体工	4 - 4 - 7 床版工			1-148
	4 - 4 - 8 堰柱工			"
	4 - 4 - 9 門柱工			"
	4 - 4 - 10 ゲート操作台工			"
	4 - 4 - 11 胸壁工			"
	4 - 4 - 12 翼壁工		第6編3 - 3 - 7 翼壁工	
	4 - 4 - 13 水叩工		第6編3 - 3 - 8 水叩工	
第5節 護床工	4 - 5 - 3 根固めブロック工		第3編3 - 2 - 5 根固めブロック	
	4 - 5 - 5 沈床工		第3編3 - 2 - 6 沈床工	
	4 - 5 - 6 捨石工		第3編3 - 2 - 7 捨石工	
	4 - 5 - 7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3 - 2 - 3 じゃかご 第3編3 - 2 - 4 ふとんかご、かご枠	
第6節 付属物設置工	4 - 6 - 2 防止柵工		第3編2 - 3 - 10 防止柵工	
	4 - 6 - 8 階段工		第3編3 - 1 - 11 階段工	
第7節 鋼管理橋上部工	4 - 7 - 4 架設工(クレーン架設)		第3編3 - 4 - 18 架設工(鋼橋)	
	4 - 7 - 5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3 - 4 - 18 架設工(鋼橋)	
	4 - 7 - 6 架設工(ケーブルエクシジョン架設)		第3編3 - 4 - 18 架設工(鋼橋)	
	4 - 7 - 7 架設工(架設桁架設)		第3編3 - 4 - 18 架設工(鋼橋)	
	4 - 7 - 8 架設工(送出し架設)		第3編3 - 4 - 18 架設工(鋼橋)	
	4 - 7 - 9 架設工(トラベラークレーン架設)		第3編3 - 4 - 18 架設工(鋼橋)	
	4 - 7 - 10 支承工		第3編3 - 4 - 17 支承工	
第8節 橋梁現場塗装工	4 - 8 - 2 現場塗装工		第3編3 - 1 - 1 現場塗装工	
第9節 床版工	4 - 9 - 2 床版工		第3編3 - 4 - 12 床版・横組工	
第10節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4 - 10 - 2 伸縮装置工		第3編3 - 4 - 13 伸縮装置工	
	4 - 10 - 4 地覆工		第3編3 - 4 - 14 地覆工	
	4 - 10 - 5 橋梁用防護柵工		第3編3 - 4 - 15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	4 - 10 - 6 橋梁用高欄工		第3編3 - 4 - 15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	4 - 10 - 7 検査路工		第3編3 - 4 - 16 検査路工	
第12節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4 - 12 - 2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3 - 4 - 19 プレテンション桁製作工(購入工)	
	4 - 12 - 3 ポストテンション桁製作工		第3編3 - 4 - 20 ポストテンション桁製作工	
	4 - 12 - 4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3 - 4 - 21 プレキャストセグメント製作工(購入工)	
	4 - 12 - 5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3 - 4 - 22 プレキャストセグメント主桁組立工	
	4 - 12 - 6 支承工		第3編3 - 4 - 17 支承工	
	4 - 12 - 7 架設工(クレーン架設)		第3編3 - 4 - 26 架設工(コンクリート橋)	
	4 - 12 - 8 架設工(架設桁架設)		第3編3 - 4 - 26 架設工(コンクリート橋)	
	4 - 12 - 9 床版・横組工		第3編3 - 4 - 12 床版・横組工	
	4 - 12 - 10 落橋防止装置工		第3編3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
第13節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4 - 13 - 1 架設支保工(固定)		第3編3 - 4 - 26 架設工(コンクリート橋)	
	4 - 13 - 2 支承工		第3編3 - 4 - 17 支承工	
	4 - 13 - 4 落橋防止装置工		第3編3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
	4 - 13 - 5 PCホロースラブ製作工		第3編3 - 4 - 23 PCホロースラブ製作工	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4 - 14 - 2 伸縮装置工		第3編3 - 4 - 13伸縮装置工	
	4 - 14 - 4 地覆工		第3編3 - 4 - 14地覆工	
	4 - 14 - 5 橋梁用防護柵工		第3編3 - 4 - 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	4 - 14 - 6 橋梁用高欄工		第3編3 - 4 - 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	4 - 14 - 7 検査路工		第3編3 - 4 - 16検査路工	
第16節 舗装工	4 - 16 - 5 アスファルト舗装工		第3編2 - 6 - 5 アスファルト舗装工	
	4 - 16 - 6 半たわみ性舗装工		第3編3 - 4 - 27半たわみ性舗装工	
	4 - 16 - 7 排水性舗装工		第3編3 - 4 - 28排水性舗装工	
	4 - 16 - 8 透水性舗装工		第3編3 - 4 - 30透水性舗装工	
	4 - 16 - 9 グースアスファルト舗装工		第3編3 - 4 - 29グースアスファルト舗装工	
	4 - 16 - 10コンクリート舗装工		第3編2 - 6 - 6 コンクリート舗装工	
	4 - 16 - 11薄層カラー舗装工		第3編2 - 5 - 7 薄層カラー舗装工	
	4 - 16 - 12ブロック舗装工		第3編2 - 6 - 8 ブロック舗装工	
第5章 堰				
第3節 工場製作工	5 - 3 - 3 刃口金物製作工		第3編3 - 1 - 10刃口金物製作工	
	5 - 3 - 4 桁製作工		第3編2 - 3 - 14桁製作工	
	5 - 3 - 5 検査路製作工		第3編3 - 4 - 3 検査路製作工	
	5 - 3 - 6 鋼製伸縮継手製作工		第3編3 - 4 - 4 鋼製伸縮継手製作工	
	5 - 3 - 7 落橋防止装置製作工		第3編3 - 4 - 5 落橋防止装置製作工	
	5 - 3 - 8 鋼製排水管製作工		第3編3 - 4 - 6 鋼製排水管製作工	
	5 - 3 - 9 プレビーム用桁製作工		第3編3 - 4 - 7 プレビーム用桁製作工	
	5 - 3 - 10橋梁用防護柵製作工		第3編3 - 4 - 8 橋梁用防護柵製作工	
	5 - 3 - 11鑄造費		第3編3 - 4 - 9 鑄造費	
	5 - 3 - 12アンカー・フレーム製作工		第3編3 - 4 - 10アンカー・フレーム製作工	
	5 - 3 - 13仮設材製作工		第3編3 - 4 - 11仮設材製作工	
	5 - 3 - 14工場塗装工		第3編2 - 3 - 15工場塗装工	
第4節 可動堰本体工	5 - 4 - 3 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	5 - 4 - 4 場所打杭工		第3編2 - 4 - 5 場所打杭工	
	5 - 4 - 5 オープンケーソン基礎工		第3編2 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工	
	5 - 4 - 6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2 - 4 - 8 ニューマチックケーソン基礎工	
	5 - 4 - 7 矢板工		第3編2 - 3 - 4 矢板工	
	5 - 4 - 8 床版工		第6編4 - 4 - 7 床版工	
	5 - 4 - 9 堰柱工		第6編4 - 4 - 8 堰柱工	
	5 - 4 - 10門柱工		第6編4 - 4 - 9 門柱工	
	5 - 4 - 11ゲート操作台工		第6編4 - 4 - 10ゲート操作台工	
	5 - 4 - 12水叩工		第6編3 - 3 - 8 水叩工	
	5 - 4 - 13閘門工			1-148
	5 - 4 - 14土砂吐工			"
	5 - 4 - 15取付擁壁工		第3編3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
第5節 固定堰本体工	5 - 5 - 3 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	5 - 5 - 4 場所打杭工		第3編2 - 4 - 5 場所打杭工	
	5 - 5 - 5 オープンケーソン基礎工		第3編2 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 固定堰本体工	5 - 5 - 6 ニュ - マチック ケーソン基礎工		第3編2 - 4 - 8 ニューマチック ケーソン基礎工	
	5 - 5 - 7 矢板工		第3編2 - 3 - 4 矢板工	
	5 - 5 - 8 堰本体工			1-148
	5 - 5 - 9 水叩工			"
	5 - 5 - 10 土砂吐工			"
	5 - 5 - 11 取付擁壁工		第3編3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
第6節 魚道工	5 - 6 - 3 魚道本体工			1-150
第7節 管理橋下部工	5 - 7 - 2 管理橋橋台工			"
第8節 鋼管理橋上部工	5 - 8 - 4 架設工（クレ ン架設）		第3編3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	5 - 8 - 5 架設工（ケ・プ ルクレン架設）		第3編3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	5 - 8 - 6 架設工（ケ・プ ルエレクション架設）		第3編3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	5 - 8 - 7 架設工（架設桁 架設）		第3編3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	5 - 8 - 8 架設工（送出し 架設）		第3編3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	5 - 8 - 9 架設工（トラベ ラークレーン架設）		第3編3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	5 - 8 - 10 支承工		第3編3 - 4 - 17 支承工	
第9節 橋梁現場塗装工	5 - 9 - 2 現場塗装工		第3編3 - 1 - 1 現場塗装工	
第10節 床版工	5 - 10 - 2 床版工		第3編3 - 4 - 12 床版・横組工	
第11節 橋梁附属物工（鋼管理橋）	5 - 11 - 2 伸縮装置工		第3編3 - 4 - 13 伸縮装置工	
	5 - 11 - 4 地覆工		第3編3 - 4 - 14 地覆工	
	5 - 11 - 5 橋梁用防護柵工		第3編3 - 4 - 15 橋梁用防護柵 工、橋梁用高欄工	
	5 - 11 - 6 橋梁用高欄工		第3編3 - 4 - 15 橋梁用防護柵 工、橋梁用高欄工	
	5 - 11 - 7 検査路工		第3編3 - 4 - 16 検査路工	
第13節 コンクリート管理橋上部工 （PC橋）	5 - 13 - 2 プレテンション 桁製作工（購入工）		第3編3 - 4 - 19 プレテンション 桁製作工（購入工）	
	5 - 13 - 3 ポストテンショ ン桁製作工		第3編3 - 4 - 20 ポストテンショ ン桁製作工	
	5 - 13 - 4 プレキャストセ グメント製作工（購入工）		第3編3 - 4 - 21 プレキャストセ グメント製作工（購入工）	
	5 - 13 - 5 プレキャストセ グメント主桁組立工		第3編3 - 4 - 22 プレキャストセ グメント主桁組立工	
	5 - 13 - 6 支承工		第3編3 - 4 - 17 支承工	
	5 - 13 - 7 架設工（クレ ン架設）		第3編3 - 4 - 26 架設工（コンク リート橋）	
	5 - 13 - 8 架設工（架設桁 架設）		第3編3 - 4 - 26 架設工（コンク リート橋）	
	5 - 13 - 9 床版・横組工		第3編3 - 4 - 12 床版・横組工	
	5 - 13 - 10 落橋防止装置工		第3編3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
第14節 コンクリート管理橋上部工 （PC橋ホロースラブ橋）	5 - 14 - 2 架設支保工（固 定）		第3編3 - 4 - 26 架設工（コンク リート橋）	
	5 - 14 - 3 支承工		第3編3 - 4 - 17 支承工	
	5 - 14 - 4 落橋防止装置工		第3編3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
	5 - 14 - 5 PCホロースラ ブ製作工		第3編3 - 4 - 23 PCホロースラ ブ製作工	
第15節 コンクリート管理橋上部工 （PC箱桁橋）	5 - 15 - 2 架設支保工（固 定）		第3編3 - 4 - 26 架設工（コンク リート橋）	
	5 - 15 - 3 支承工		第3編3 - 4 - 17 支承工	
	5 - 15 - 4 PC箱桁製作工		第3編3 - 4 - 24 PC箱桁製作工	
	5 - 15 - 5 落橋防止装置工		第3編3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
第16節 橋梁附属物工（コンクリ ート管理橋）	5 - 16 - 2 伸縮装置工		第3編3 - 4 - 13 伸縮装置工	
	5 - 16 - 4 地覆工		第3編3 - 4 - 14 地覆工	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5 - 16 - 5 橋梁用防護柵工		第3編3 - 4 - 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5 - 16 - 6 橋梁用高欄工		第3編3 - 4 - 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5 - 16 - 7 検査路工		第3編3 - 4 - 16検査路工	
第18節 付属物設置工	5 - 18 - 2 防止柵工		第3編2 - 3 - 10防止柵工	
	5 - 18 - 7 階段工		第3編3 - 1 - 11階段工	
第6章 排水機場				
第3節 機場本体工	6 - 3 - 3 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	6 - 3 - 4 場所打杭工		第3編2 - 4 - 5 場所打杭工	
	6 - 3 - 5 矢板工		第3編2 - 3 - 4 矢板工	
	6 - 3 - 6 本体工			1-152
	6 - 3 - 7 燃料貯油槽工			"
第4節 沈砂池工	6 - 4 - 3 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	6 - 4 - 4 場所打杭工		第3編2 - 4 - 5 場所打杭工	
	6 - 4 - 5 矢板工		第3編2 - 3 - 4 矢板工	
	6 - 4 - 6 場所打擁壁工		第3編3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	6 - 4 - 7 コンクリート床版工			1-152
	6 - 4 - 8 ブロック床版工		第3編3 - 2 - 5 根固めブロック	
	6 - 4 - 9 場所打水路工		第3編3 - 1 - 7 場所打水路工	
第5節 吐出水槽工	6 - 5 - 3 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	6 - 5 - 4 場所打杭工		第3編2 - 4 - 5 場所打杭工	
	6 - 5 - 5 矢板工		第3編2 - 3 - 4 矢板工	
	6 - 5 - 6 本体工		第6編6 - 3 - 6 本体工	
第7章 床止め・床固め				
第3節 床止め工	7 - 3 - 4 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	7 - 3 - 5 矢板工		第3編2 - 3 - 4 矢板工	
	7 - 3 - 6 本体工	床固め本体工		1-154
		植石張り	第3編2 - 5 - 5 石積(張)工	
		根固めブロック	第3編3 - 2 - 5 根固めブロック	
	7 - 3 - 7 取付擁壁工		第3編3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	7 - 3 - 8 水叩工	巨石張り	第3編3 - 2 - 1 巨石張り、巨石積み	1-154
		根固めブロック	第3編3 - 2 - 5 根固めブロック	
第4節 床固め工	7 - 4 - 4 本堤工		第6編7 - 3 - 6 - 1 本体工	
	7 - 4 - 5 垂直壁工		第6編7 - 3 - 6 - 1 本体工	
	7 - 4 - 6 側壁工			1-154
	7 - 4 - 7 水叩工		第6編7 - 3 - 8 水叩工	
第5節 山留擁壁工	7 - 5 - 3 コンクリート擁壁工		第3編3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	7 - 5 - 4 ブロック積擁壁工		第3編2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	
	7 - 5 - 5 石積擁壁工		第3編2 - 5 - 5 石積(張)工	
	7 - 5 - 6 山留擁壁基礎工		第3編2 - 4 - 3 法留基礎工	
第8章 河川維持				
第7節 路面補修工	8 - 7 - 3 不陸整正工		第1編2 - 3 - 6 堤防天端工	
	8 - 7 - 4 コンクリート舗装補修工		第3編2 - 6 - 6 コンクリート舗装工	
	8 - 7 - 5 アスファルト舗装補修工		第3編2 - 6 - 5 アスファルト舗装工	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 付属物復旧工	8 - 8 - 2 付属物復旧工		第3編2 - 3 - 11路側防護柵工	
第9節 付属物設置工	8 - 9 - 3 防護柵工		第3編2 - 3 - 10防止柵工	
	8 - 9 - 5 付属物設置工		第3編2 - 3 - 13道路付属物工	
第10節 光ケーブル配管工	8 - 10 - 3 配管工		第6編1 - 11 - 3 配管工	
	8 - 10 - 4 ハンドホール工		第6編1 - 11 - 4 ハンドホール工	
第12節 植栽維持工	8 - 12 - 3 樹木・芝生管理工		第3編2 - 3 - 7 植生工	
第9章 河川修繕				
第3節 腹付工	9 - 3 - 2 覆土工		第1編2 - 3 - 5 法面整形工	
	9 - 3 - 3 植生工		第3編2 - 3 - 7 植生工	
第4節 側帯工	9 - 4 - 2 縁切工	じゃかご工	第3編3 - 2 - 3 じゃかご	
		連節ブロック張り	第3編2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	
		コンクリートブロック張り	第3編2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	
第4節 側帯工	9 - 4 - 2 縁切工	石張工	第3編2 - 5 - 5 石積（張）工	
	9 - 4 - 3 植生工		第3編2 - 3 - 7 植生工	
第5節 堤脚保護工	9 - 5 - 3 石積工		第3編2 - 5 - 5 石積（張）工	
	9 - 5 - 4 コンクリートブロック工		第3編2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	
第6節 管理用通路工	9 - 6 - 2 防護柵工		第3編2 - 3 - 10防止柵工	
	9 - 6 - 4 路面切削工		第3編3 - 4 - 31路面切削工	
	9 - 6 - 5 舗装打換え工		第3編3 - 4 - 32舗装打換え工	
	9 - 6 - 6 オーバーレイ工		第3編3 - 4 - 33オーバーレイ工	
	9 - 6 - 7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	第3編3 - 1 - 6 側溝工	
		集水樹工	第3編3 - 1 - 8 集水樹工	
	9 - 6 - 8 道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2 - 3 - 8 縁石工	
第7節 現場塗装工	9 - 7 - 3 付属物塗装工		第3編3 - 1 - 1 現場塗装工	
	9 - 7 - 4 コンクリート面塗装工		第3編2 - 3 - 16コンクリート面塗装工	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 護岸基礎工	1-3-4 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	
	1-3-5 場所打コンクリート工			1-156
	1-3-6 海岸コンクリートブロック工			"
	1-3-7 笠コンクリート工		第3編2-4-3 法留基礎工	
	1-3-8 基礎工		第3編2-4-3 法留基礎工	
	1-3-9 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	
第4節 護岸工	1-4-3 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	
	1-4-4 海岸コンクリートブロック工			1-156
	1-4-5 コンクリート被覆工			1-158
第5節 擁壁工	1-5-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	
第6節 天端被覆工	1-6-2 コンクリート被覆工			1-158
第7節 波返工	1-7-3 波返工			"
第8節 裏法被覆工	1-8-2 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	
	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	
	1-8-4 コンクリート被覆工		第7編1-4-5 コンクリート被覆工	
	1-8-5 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	
第9節 カルバート工	1-9-3 プレキャストカルバート工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	
第10節 排水構造物工	1-10-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	
	1-10-4 集水桝工		第3編3-1-8 集水桝工	
	1-10-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編3-1-9 暗渠工	
		プレキャストボックス	第3編3-1-9 暗渠工	
		コルゲートパイプ	第3編3-1-9 暗渠工	
		タグタイル铸铁管	第3編3-1-9 暗渠工	
	1-10-6 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	
第11節 付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	
	1-11-6 階段工		第3編3-1-11 階段工	
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	
	1-12-8 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	
	1-12-9 集水桝工		第3編3-1-8 集水桝工	
	1-12-10 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	
	1-12-11 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編2-3-13 道路付属物工	
	1-13-4 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	
第2章 突堤・人工岬				
第3節 突堤基礎工	2-3-4 捨石工			1-160
	2-3-5 吸出し防止工			"
第4節 突堤本体工	2-4-2 捨石工			"
	2-4-5 海岸コンクリートブロック工			1-162
	2-4-6 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 突堤本体工	2 - 4 - 7 詰杭工		第3編 2 - 4 - 4 既製杭工	
	2 - 4 - 8 矢板工		第3編 2 - 3 - 4 矢板工	
	2 - 4 - 9 石枠工			1-162
	2 - 4 - 10 場所打コンクリート工			"
	2 - 4 - 11 ケーソン工	ケーソン工製作		1-164
		ケーソン工据付		"
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		"
	2 - 4 - 12 セルラー工	セルラー工製作		1-166
		セルラー工据付		"
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		"
第5節 根固め工	2 - 5 - 2 捨石工			"
	2 - 5 - 3 根固めブロック工			1-168
第6節 消波工	2 - 6 - 2 捨石工		第7編 2 - 5 - 2 捨石工	
	2 - 6 - 3 消波ブロック工			1-168
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)				
第3節 海域堤基礎工	3 - 3 - 3 捨石工			1-168
	3 - 3 - 4 吸出し防止工		第7編 2 - 3 - 5 吸出し防止工	
第4節 海域堤本体工	3 - 4 - 2 捨石工		第7編 2 - 3 - 4 捨石工	
	3 - 4 - 3 海岸コンクリートブロック工		第7編 2 - 4 - 5 海岸コンクリートブロック工	
	3 - 4 - 4 ケーソン工		第7編 2 - 4 - 11 ケーソン工	
	3 - 4 - 5 セルラー工		第7編 2 - 4 - 12 セルラー工	
	3 - 4 - 6 場所打コンクリート工		第7編 2 - 4 - 10 場所打ちコンクリート工	
第4章 浚渫(海)				
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4 - 2 - 2 浚渫船運転工		第3編 3 - 3 - 1 浚渫船運転工	
第3節 浚渫工(グラブ船)	4 - 3 - 2 浚渫船運転工		第3編 3 - 3 - 1 浚渫船運転工	
第5章 養浜				
第2節 砂止工	5 - 2 - 2 根固めブロック工		第7編 2 - 5 - 3 根固めブロック工	

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1 - 3 - 3 鋼製堰堤製作工		第3編 2 - 3 - 14 - 3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	
	1 - 3 - 4 鋼製堰堤仮設材 製作工			1-170
	1 - 3 - 5 工場塗装工		第3編 2 - 3 - 15 工場塗装工	
第4節 法面工	1 - 4 - 2 植生工		第3編 2 - 3 - 7 植生工	
	1 - 4 - 3 法面吹付け工		第3編 2 - 3 - 6 吹付工	
	1 - 4 - 4 法枠工		第3編 2 - 3 - 5 法枠工	
	1 - 4 - 6 アンカー工		第3編 3 - 1 - 5 アンカー工	
	1 - 4 - 7 かご工	じゃかご	第3編 3 - 2 - 3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編 3 - 2 - 4 ふとんかご、か ご枠	
第6節 コンクリート堰堤工	1 - 6 - 4 コンクリート堰 堤本体工			1-170
	1 - 6 - 5 コンクリート副 堰堤工		第8編 1 - 6 - 4 コンクリート堰 堤本体工	
	1 - 6 - 6 コンクリート側 壁工			1-170
	1 - 6 - 8 水叩工			1-172
第7節 鋼製堰堤工	1 - 7 - 5 鋼製堰堤本体工	不透過型		"
		透過型		"
	1 - 7 - 6 鋼製側壁工			1-174
	1 - 7 - 7 コンクリート側 壁工		第8編 1 - 6 - 6 コンクリート側 壁工	
	1 - 7 - 9 水叩工		第8編 1 - 6 - 8 水叩工	
	1 - 7 - 10 現場塗装工		第3編 3 - 1 - 1 現場塗装工	
第8節 護床工・根固め工	1 - 8 - 4 根固めブロック 工		第3編 3 - 2 - 5 根固めブロック	
	1 - 8 - 6 沈床工		第3編 3 - 2 - 6 沈床工	
	1 - 8 - 7 かご工	じゃかご	第3編 3 - 2 - 3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編 3 - 2 - 4 ふとんかご、か ご枠	
第9節 砂防堰堤付属物設置工	1 - 9 - 3 防止柵工		第3編 2 - 3 - 10 防止柵工	
第10節 付帯道路工	1 - 10 - 3 路側防護柵工		第3編 2 - 3 - 11 路側防護柵工	
	1 - 10 - 5 アスファルト舗 装工		第3編 2 - 6 - 5 アスファルト舗 装工	
	1 - 10 - 6 コンクリート舗 装工		第3編 2 - 6 - 6 コンクリート舗 装工	
	1 - 10 - 7 薄層カラー舗装 工		第3編 2 - 6 - 7 薄層カラー舗装 工	
	1 - 10 - 8 側溝工		第3編 3 - 1 - 7 場所打水路工	
	1 - 10 - 9 集水桝工		第3編 3 - 1 - 8 集水桝工	
	1 - 10 - 10 縁石工		第3編 2 - 3 - 8 縁石工	
	1 - 10 - 11 区画線工		第3編 2 - 3 - 12 区画線工	
第11節 付帯道路施設工	1 - 11 - 3 道路付属物工		第3編 2 - 3 - 13 道路付属物工	
	1 - 11 - 4 小型標識工		第3編 2 - 3 - 9 小型標識工	
第2章 流路				
第3節 流路護岸工	2 - 3 - 4 基礎工		第3編 2 - 4 - 3 法留基礎工	
	2 - 3 - 5 コンクリート擁 壁工		第3編 3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	2 - 3 - 6 ブロック積擁壁 工		第3編 2 - 5 - 3 コンクリートブ ロック工	
	2 - 3 - 7 石積擁壁工		第3編 2 - 5 - 5 石積(張)工	
	2 - 3 - 8 護岸付属物工		第3編 3 - 2 - 8 護岸付属物工	
	2 - 3 - 9 植生工		第3編 2 - 3 - 7 植生工	
第4節 床固め工	2 - 4 - 4 床固め本体工		第8編 1 - 6 - 4 コンクリート堰 堤本体工	

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 床固め工	2 - 4 - 5 垂直壁工		第8編1 - 6 - 4 コンクリート堰堤本体工	
	2 - 4 - 6 側壁工		第8編1 - 6 - 6 コンクリート側壁工	
	2 - 4 - 7 水叩工		第8編1 - 6 - 8 水叩工	
	2 - 4 - 8 魚道工			1-174
第5節 根固め・水制工	2 - 5 - 4 根固めブロック工		第3編3 - 2 - 5 根固めブロック	
	2 - 5 - 6 捨石工		第3編3 - 2 - 7 捨石工	
	2 - 5 - 7 かご工	じゃかご	第3編3 - 2 - 3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編3 - 2 - 4 ふとんかご、かご枠	
		かごマット	第3編3 - 2 - 2 かごマット	
第6節 流路付属物設置工	2 - 6 - 2 階段工		第3編3 - 1 - 11 階段工	
	2 - 6 - 3 防止柵工		第3編2 - 3 - 10 防止柵工	
第3章 斜面对策				
第3節 法面工	3 - 3 - 2 植生工		第3編2 - 3 - 7 植生工	
	3 - 3 - 3 吹付工		第3編2 - 3 - 6 吹付工	
	3 - 3 - 4 法枠工		第3編2 - 3 - 5 法枠工	
	3 - 3 - 5 かご工	じゃかご	第3編3 - 2 - 3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編3 - 2 - 4 ふとんかご、かご枠	
	3 - 3 - 6 アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第3編3 - 1 - 5 アンカー工	
	3 - 3 - 7 抑止アンカー工		第3編3 - 1 - 5 アンカー工	
第4節 擁壁工	3 - 4 - 3 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	3 - 4 - 4 場所打擁壁工		第3編3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	3 - 4 - 5 プレキャスト擁壁工		第3編3 - 1 - 3 プレキャスト擁壁工	
	3 - 4 - 6 補強土壁工		第1編2 - 3 - 4 盛土補強工	
	3 - 4 - 7 井桁ブロック工		第3編3 - 1 - 4 井桁ブロック工	
	3 - 4 - 8 落石防護工		第3編3 - 4 - 2 落石防護柵工	
第5節 山腹水路工	3 - 5 - 3 山腹集水路・排水路工		第3編3 - 1 - 7 場所排水路工	
	3 - 5 - 4 山腹明暗渠工			1-174
	3 - 5 - 5 山腹暗渠工		第3編3 - 1 - 9 暗渠工	
	3 - 5 - 6 現場排水路工		第3編3 - 1 - 7 場所排水路工	
	3 - 5 - 7 集水樹工		第3編3 - 1 - 8 集水樹工	
第6節 地下水排除工	3 - 6 - 4 集排水ボーリング工			1-176
	3 - 6 - 5 集水井工			"
第7節 地下水遮断工	3 - 7 - 3 場所打擁壁工		第3編3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	3 - 7 - 4 固結工		第3編2 - 7 - 9 固結工	
	3 - 7 - 5 矢板工		第3編2 - 3 - 4 矢板工	
第8節 抑止杭工	3 - 8 - 3 既製杭工		第3編2 - 4 - 4 既製杭工	
	3 - 8 - 4 場所打杭工		第3編2 - 4 - 5 場所打杭工	
	3 - 8 - 5 シャフト工（深礎工）		第3編2 - 4 - 6 深礎工	
	3 - 8 - 6 合成杭工			1-176

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1 - 4 コンクリートダム工（本体）			1-178
	1 - 4 コンクリートダム工（水叩）			〃
	1 - 4 コンクリートダム工（副ダム）			1-180
	1 - 4 コンクリートダム工（導流壁）			1-182
第2章 フィルダム				
第3節 盛立工	2 - 3 - 5 コアの盛立			1-184
	2 - 3 - 6 フィルターの盛立			〃
	2 - 3 - 7 ロックの盛立			〃
	2 フィルダム（洪水吐）			1-186
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3 - 3 ボーリング工			1-186

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1 - 3 - 2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-188
		工場塗装工	第3編 2 - 3 - 15 工場塗装工	
第4節 法面工	1 - 4 - 2 植生工		第3編 2 - 3 - 7 植生工	
	1 - 4 - 3 法面吹付工		第3編 2 - 3 - 6 吹付工	
	1 - 4 - 4 法枠工		第3編 2 - 3 - 5 法枠工	
	1 - 4 - 6 アンカー工		第3編 3 - 1 - 5 アンカー工	
	1 - 4 - 7 かご工	じゃかご	第3編 3 - 2 - 3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編 3 - 2 - 4 ふとんかご、かご枠	
第5節 擁壁工	1 - 5 - 3 既製杭工		第3編 2 - 4 - 4 既製杭工	
	1 - 5 - 4 場所打杭工		第3編 2 - 4 - 5 場所打杭工	
	1 - 5 - 5 場所打擁壁工		第3編 3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	1 - 5 - 6 プレキャスト擁壁工		第3編 3 - 1 - 3 プレキャスト擁壁工	
	1 - 5 - 7 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第1編 2 - 3 - 4 盛土補強工	
		多数アンカー式補強土工法	第1編 2 - 3 - 4 盛土補強工	
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第1編 2 - 3 - 4 盛土補強工	
	1 - 5 - 8 井桁ブロック工		第3編 3 - 1 - 4 井桁ブロック工	
第6節 石・ブロック積（張）工	1 - 6 - 3 コンクリートブロック工		第3編 2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	
	1 - 6 - 4 石積（張）工		第3編 2 - 5 - 5 石積（張）工	
第7節 カルバート工	1 - 7 - 4 既製杭工		第3編 2 - 4 - 4 既製杭工	
	1 - 7 - 5 場所打杭工		第3編 2 - 4 - 5 場所打杭工	
	1 - 7 - 6 場所打函渠工			1-188
	1 - 7 - 7 プレキャストカルバート工		第3編 3 - 4 - 1 プレキャストカルバート工	
第8節 排水構造物工（小型水路工）	1 - 8 - 3 側溝工		第3編 3 - 1 - 6 側溝工	
	1 - 8 - 4 管渠工		第3編 3 - 1 - 6 側溝工	
	1 - 8 - 5 集水樹・マンホール工		第3編 3 - 1 - 8 集水樹工	
	1 - 8 - 6 地下排水工		第3編 3 - 1 - 9 暗渠工	
	1 - 8 - 7 場所打水路工		第3編 3 - 1 - 7 場所打水路工	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 排水構造物工（小型水路工）	1 - 8 - 8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編 3 - 1 - 6 側溝工	
第9節 落石雪害防止工	1 - 9 - 4 落石防止網工			1-188
	1 - 9 - 5 落石防護柵工		第3編 3 - 4 - 2 落石防護柵工	
	1 - 9 - 6 防雪柵工			1-188
	1 - 9 - 7 雪崩予防柵工			1-190
第10節 遮音壁工	1 - 10 - 4 遮音壁基礎工			〃
	1 - 10 - 5 遮音壁本体工			〃
第2章 舗装				
第3節 舗装工	2 - 3 - 5 アスファルト舗装工		第3編 2 - 6 - 5 アスファルト舗装工	
	2 - 3 - 6 半たわみ性舗装工		第3編 3 - 4 - 27 半たわみ性舗装工	
	2 - 3 - 7 排水性舗装工		第3編 3 - 4 - 28 排水性舗装工	
	2 - 3 - 8 透水性舗装工		第3編 3 - 4 - 30 透水性舗装工	
	2 - 3 - 9 グースアスファルト舗装工		第3編 3 - 4 - 29 グースアスファルト舗装工	
	2 - 3 - 10 コンクリート舗装工		第3編 2 - 6 - 6 コンクリート舗装工	
第3節 舗装工	2 - 3 - 11 薄層カラー舗装工		第3編 2 - 6 - 7 薄層カラー舗装工	
	2 - 3 - 12 ブロック舗装工		第3編 2 - 6 - 8 ブロック舗装工	
	2 - 3 歩道路盤工			1-192
	2 - 3 取合舗装路盤工			〃
	2 - 3 路肩舗装路盤工			〃
	2 - 3 歩道舗装工			〃
	2 - 3 取合舗装工			〃
	2 - 3 路肩舗装工			〃
	2 - 3 表層工			〃
第4節 排水構造物工（路面排水工）	2 - 4 - 3 側溝工		第3編 3 - 1 - 6 側溝工	
	2 - 4 - 4 管渠工		第3編 3 - 1 - 6 側溝工	
	2 - 4 - 5 集水樹（街渠樹）・マンホール工		第3編 3 - 1 - 8 集水樹工	
	2 - 4 - 6 地下排水工		第3編 3 - 1 - 9 暗渠工	
	2 - 4 - 7 場所打水路工		第3編 3 - 1 - 7 場所打水路工	
	2 - 4 - 8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編 3 - 1 - 6 側溝工	
	2 - 4 - 9 排水性舗装用路肩排水工			1-194
第5節 縁石工	2 - 5 - 3 縁石工		第3編 2 - 3 - 8 縁石工	
第6節 踏掛版工	2 - 6 - 4 踏掛版工	コンクリート工		1-194
		ラバーシュー		〃
		アンカーボルト		〃
第7節 防護柵工	2 - 7 - 3 路側防護柵工		第3編 2 - 3 - 11 路側防護柵工	
	2 - 7 - 4 防止柵工		第3編 2 - 3 - 10 防止柵工	
	2 - 7 - 5 ボックスビーム工		第3編 2 - 3 - 11 路側防護柵工	
	2 - 7 - 6 車止めポスト工		第3編 2 - 3 - 10 防止柵工	
第8節 標識工	2 - 8 - 3 小型標識工		第3編 2 - 3 - 9 小型標識工	
	2 - 8 - 4 大型標識工	標識基礎工 標識柱工		1-194 〃
第9節 区画線工	2 - 9 - 2 区画線工		第3編 2 - 3 - 12 区画線工	
第11節 道路付属施設工	2 - 11 - 4 道路付属物工		第3編 2 - 3 - 13 道路付属物工	
	2 - 11 - 5 ケーブル配管工			1-196
		ハンドホール		〃
	2 - 11 - 6 照明工	照明柱基礎工		〃

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第12節 橋梁付属物工	2 - 12 - 2 伸縮装置工		第3編 3 - 4 - 13伸縮装置工	
第3章 橋梁下部				
第3節 工場製作工	3 - 3 - 2 刃口金物製作工		第3編 3 - 1 - 10刃口金物製作工	
	3 - 3 - 3 鋼製橋脚製作工			1-198
	3 - 3 - 4 アンカーフレーム製作工		第3編 3 - 4 - 10アンカーフレーム製作工	
	3 - 3 - 5 工場塗装工		第3編 2 - 3 - 15工場塗装工	
第4節 橋台工	3 - 4 - 3 既製杭工		第3編 2 - 4 - 4 既製杭工	
	3 - 4 - 4 場所打杭工		第3編 2 - 4 - 5 場所打杭工	
	3 - 4 - 5 深礎工		第3編 2 - 4 - 6 深礎工	
	3 - 4 - 6 オープンケーソン基礎工		第3編 2 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工	
	3 - 4 - 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2 - 4 - 8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3 - 4 - 8 橋台躯体工			1-200
第5節 R C 橋脚工	3 - 5 - 3 既製杭工		第3編 2 - 4 - 4 既製杭工	
	3 - 5 - 4 場所打杭工		第3編 2 - 4 - 5 場所打杭工	
	3 - 5 - 5 深礎工		第3編 2 - 4 - 6 深礎工	
第5節 R C 橋脚工	3 - 5 - 6 オープンケーソン基礎工		第3編 2 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工	
	3 - 5 - 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2 - 4 - 8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3 - 5 - 8 鋼管矢板基礎工		第3編 2 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工	
	3 - 5 - 9 橋脚躯体工	張出式		1-202
		重力式	第10編 3 - 5 - 9 橋脚躯体工	
		半重力式	第10編 3 - 5 - 9 橋脚躯体工	
		ラーメン式		1-204
第6節 鋼製橋脚工	3 - 6 - 3 既製杭工		第3編 2 - 4 - 4 既製杭工	
	3 - 6 - 4 場所打杭工		第3編 2 - 4 - 5 場所打杭工	
	3 - 6 - 5 深礎工		第3編 2 - 4 - 6 深礎工	
	3 - 6 - 6 オープンケーソン基礎工		第3編 2 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工	
	3 - 6 - 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2 - 4 - 8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3 - 6 - 8 鋼管矢板基礎工		第3編 2 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工	
	3 - 6 - 9 橋脚フーチング工	I 型・T 型		1-204
		門型		1-206
	3 - 6 - 10 橋脚架設工	I 型・T 型		〃
		門型		〃
	3 - 6 - 11 現場継手工			〃
	3 - 6 - 12 現場塗装工		第3編 3 - 1 - 1 現場塗装工	
第7節 護岸基礎工	3 - 7 - 3 基礎工		第3編 2 - 4 - 3 法留基礎工	
	3 - 7 - 4 矢板工		第3編 2 - 3 - 4 矢板工	
第8節 矢板護岸工	3 - 8 - 3 笠コンクリート工		第3編 2 - 4 - 3 法留基礎工	
	3 - 8 - 4 矢板工		第3編 2 - 3 - 4 矢板工	
第9節 法覆護岸工	3 - 9 - 2 コンクリートブロック工		第3編 2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	
	3 - 9 - 3 護岸付属物工		第3編 3 - 2 - 8 護岸付属物工	
	3 - 9 - 4 緑化ブロック工		第3編 2 - 5 - 4 緑化ブロック工	
	3 - 9 - 5 環境護岸ブロック工		第3編 2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	
	3 - 9 - 6 石積（張）工		第3編 2 - 5 - 5 石積（張）工	
	3 - 9 - 7 法枠工		第3編 2 - 3 - 5 法枠工	
	3 - 9 - 8 多自然型護岸工	巨石張り	第3編 3 - 2 - 1 巨石張り、巨石積み	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第9節 法覆護岸工	3 - 9 - 8 多自然型護岸工	巨石積み	第3編 3 - 2 - 1 巨石張り、巨石積み	
		かごマット	第3編 3 - 2 - 2 かごマット	
	3 - 9 - 9 吹付工		第3編 2 - 3 - 6 吹付工	
	3 - 9 - 10 植生工		第3編 2 - 3 - 7 植生工	
	3 - 9 - 11 覆土工		第1編 2 - 3 - 5 法面整形工	
	3 - 9 - 12 羽口工	じゃかご	第3編 3 - 2 - 3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編 3 - 2 - 4 ふとんかご、かご枠	
		かご枠	第3編 3 - 2 - 4 ふとんかご、かご枠	
		連節ブロック張り	第3編 2 - 5 - 3 - 2 連節ブロック張り	
第10節 擁壁護岸工	3 - 10 - 3 場所打擁壁工		第3編 3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	3 - 10 - 4 プレキャスト擁壁工		第3編 3 - 1 - 3 プレキャスト擁壁工	
第4章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	4 - 3 - 3 桁製作工		第3編 2 - 3 - 14 桁製作工	
	4 - 3 - 4 検査路製作工		第3編 3 - 4 - 3 検査路製作工	
	4 - 3 - 5 鋼製伸縮継手製作工		第3編 3 - 4 - 4 鋼製伸縮継手製作工	
	4 - 3 - 6 落橋防止装置製作工		第3編 3 - 4 - 5 落橋防止装置製作工	
	4 - 3 - 7 鋼製排水管製作工		第3編 3 - 4 - 6 鋼製排水管製作工	
	4 - 3 - 8 橋梁用防護柵製作工		第3編 3 - 4 - 8 橋梁用防護柵製作工	
	4 - 3 - 9 橋梁用高欄製作工			1-208
	4 - 3 - 10 横断歩道橋製作工		第3編 2 - 3 - 14 桁製作工	
	4 - 3 - 11 鑄造費		第3編 3 - 4 - 9 鑄造費	
	4 - 3 - 12 アンカーフレーム製作工		第3編 3 - 4 - 10 アンカーフレーム製作工	
	4 - 3 - 13 工場塗装工		第3編 2 - 3 - 15 工場塗装工	
第4節 鋼橋架設工	4 - 4 - 4 架設工（クレーン架設）		第3編 3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	4 - 4 - 5 架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編 3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	4 - 4 - 6 架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編 3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	4 - 4 - 7 架設工（架設桁架設）		第3編 3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	4 - 4 - 8 架設工（送出し架設）		第3編 3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	4 - 4 - 9 架設工（トラバークレーン架設）		第3編 3 - 4 - 18 架設工（鋼橋）	
	4 - 4 - 10 支承工		第3編 3 - 4 - 17 支承工	
第5節 橋梁現場塗装工	4 - 5 - 3 現場塗装工		第3編 3 - 1 - 1 現場塗装工	
第6節 床版工	4 - 6 - 2 床版工		第3編 3 - 4 - 12 床版・横組工	
第7節 橋梁付属物工	4 - 7 - 2 伸縮装置工		第3編 3 - 4 - 13 伸縮装置工	
	4 - 7 - 5 地覆工		第3編 3 - 4 - 14 地覆工	
	4 - 7 - 6 橋梁用防護柵工		第3編 3 - 4 - 15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	4 - 7 - 7 橋梁用高欄工		第3編 3 - 4 - 15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	4 - 7 - 8 検査路工		第3編 3 - 4 - 16 検査路工	
第8節 歩道橋本体工	4 - 8 - 3 既製杭工		第3編 2 - 4 - 4 既製杭工	
	4 - 8 - 4 場所打杭工		第3編 2 - 4 - 5 場所打杭工	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 歩道橋本体工	4 - 8 - 5 橋脚フーチング工	I 型	第10編 3 - 6 - 9 橋脚フーチング工	
		T 型	第10編 3 - 6 - 9 橋脚フーチング工	
	4 - 8 - 6 歩道橋架設工		第3編 3 - 4 - 18 架設工 (鋼橋)	
	4 - 8 - 7 現場塗装工		第3編 3 - 1 - 1 現場塗装工	
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	5 - 3 - 2 プレベーム用桁製作工		第3編 3 - 4 - 7 プレベーム用桁製作工	
	5 - 3 - 3 橋梁用防護柵製作工		第3編 3 - 4 - 8 橋梁用防護柵製作工	
	5 - 3 - 4 鋼製伸縮継手製作工		第3編 3 - 4 - 4 鋼製伸縮継手製作工	
	5 - 3 - 5 検査路製作工		第3編 3 - 4 - 3 検査路製作工	
	5 - 3 - 6 工場塗装工		第3編 2 - 3 - 15 工場塗装工	
	5 - 3 - 7 鋳造費		第3編 3 - 4 - 9 鋳造費	
第4節 PC 橋工	5 - 4 - 2 プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	第3編 3 - 4 - 19 プレテンション桁製作工 (購入工)	
		スラブ橋	第3編 3 - 4 - 19 プレテンション桁製作工 (購入工)	
	5 - 4 - 3 ポストテンション桁製作工		第3編 3 - 4 - 20 ポストテンション桁製作工	
	5 - 4 - 4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		第3編 3 - 4 - 21 プレキャストセグメント製作工 (購入工)	
	5 - 4 - 5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編 3 - 4 - 22 プレキャストセグメント主桁組立工	
	5 - 4 - 6 支承工		第3編 3 - 4 - 17 支承工	
	5 - 4 - 7 架設工 (クレーン架設)		第3編 3 - 4 - 26 架設工 (コンクリート橋)	
	5 - 4 - 8 架設工 (架設桁架設)		第3編 3 - 4 - 26 架設工 (コンクリート橋)	
	5 - 4 - 9 床版・横組工		第3編 3 - 4 - 12 床版・横組工	
	5 - 4 - 10 落橋防止装置工		第3編 3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
第5節 プレベーム桁橋工	5 - 5 - 2 プレベーム桁製作工 (現場)			1-208
	5 - 5 - 3 支承工		第3編 3 - 4 - 17 支承工	
	5 - 5 - 4 架設工 (クレーン架設)		第3編 3 - 4 - 26 架設工 (コンクリート橋)	
	5 - 5 - 5 架設工 (架設桁架設)		第3編 3 - 4 - 26 架設工 (コンクリート橋)	
	5 - 5 - 6 床版・横組工		第3編 3 - 4 - 12 床版・横組工	
	5 - 5 - 9 落橋防止装置工		第3編 3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
第6節 PC ホロースラブ橋工	5 - 6 - 2 架設支保工 (固定)		第3編 3 - 4 - 26 架設工 (コンクリート橋)	
	5 - 6 - 3 支承工		第3編 3 - 4 - 17 支承工	
	5 - 6 - 4 PC ホロースラブ製作工		第3編 3 - 4 - 23 PC ホロースラブ製作工	
	5 - 6 - 5 落橋防止装置工		第3編 3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
第7節 RC ホロースラブ橋工	5 - 7 - 2 架設支保工 (固定)		第3編 3 - 4 - 26 架設工 (コンクリート橋)	
	5 - 7 - 3 支承工		第3編 3 - 4 - 17 支承工	
	5 - 7 - 4 RC 場所打ホロースラブ製作工		第3編 3 - 4 - 23 PC ホロースラブ製作工	
	5 - 7 - 5 落橋防止装置工		第3編 3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
第8節 PC 版桁橋工	5 - 8 - 2 PC 版桁製作工		第3編 3 - 4 - 23 PC ホロースラブ製作工	
第9節 PC 箱桁橋工	5 - 9 - 2 架設支保工 (固定)		第3編 3 - 4 - 26 架設工 (コンクリート橋)	
	5 - 9 - 3 支承工		第3編 3 - 4 - 17 支承工	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第9節 P C箱桁橋工	5 - 9 - 4 P C箱桁製作工		第3編 3 - 4 - 24 P C箱桁製作工	
	5 - 9 - 5 落橋防止装置工		第3編 3 - 4 - 34 落橋防止装置工	
第10節 P C片持箱桁橋工	5 - 10 - 2 P C片持箱桁製作工		第3編 3 - 4 - 24 P C箱桁製作工	
	5 - 10 - 3 支承工		第3編 3 - 4 - 17 支承工	
	5 - 10 - 4 架設工（片持架設）		第3編 3 - 4 - 26 架設工（コンクリート橋）	
第11節 P C押出し箱桁橋工	5 - 11 - 2 P C押出し箱桁製作工		第3編 3 - 4 - 25 P C押出し箱桁製作工	
	5 - 11 - 3 架設工（押出し架設）		第3編 3 - 4 - 26 架設工（コンクリート橋）	
第12節 橋梁附属物工	5 - 12 - 2 伸縮装置工		第3編 3 - 4 - 13 伸縮装置工	
	5 - 12 - 4 地覆工		第3編 3 - 4 - 14 地覆工	
	5 - 12 - 5 橋梁用防護柵工		第3編 3 - 4 - 15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5 - 12 - 6 橋梁用高欄工		第3編 3 - 4 - 15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5 - 12 - 7 検査路工		第3編 3 - 4 - 16 検査路工	
第6章 トンネル（N A T M）				
第4節 支保工	6 - 4 - 3 吹付工			1-208
	6 - 4 - 4 ロックボルト工			〃
第5節 覆工	6 - 5 - 3 覆工コンクリート工			1-210
	6 - 5 - 4 側壁コンクリート工		第10編 6 - 5 - 3 覆工コンクリート工	
	6 - 5 - 5 床版コンクリート工			1-210
第6節 インバート工	6 - 6 - 4 インバート本体工			1-212
第7節 坑内付帯工	6 - 7 - 5 地下排水工		第3編 3 - 1 - 9 暗渠工	
第8節 坑門工	6 - 8 - 4 坑門本体工			1-212
	6 - 8 - 5 明り巻工			1-214
第7章 トンネル（矢板）				
第5節 覆工	7 - 5 - 3 覆工コンクリート工			1-214
	7 - 5 - 4 床版コンクリート工		第10編 6 - 5 - 5 床版コンクリート工	
第6節 インバート工	7 - 6 - 4 インバート本体工			1-216
第7節 坑内付帯工	7 - 7 - 5 地下排水工		第3編 3 - 1 - 9 暗渠工	
第12章 共同溝				
第3節 工場製作工	12 - 3 - 3 工場塗装工		第3編 2 - 3 - 15 工場塗装工	
第5節 現場打構築工	12 - 5 - 2 現場打躯体工			1-218
	12 - 5 - 4 カラー継手工			〃
	12 - 5 - 5 防水工	防水		〃
		防水保護工		〃
		防水壁		1-220
第6節 プレキャスト構築工	12 - 6 - 2 プレキャスト躯体工			〃
第13章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	13 - 5 - 2 管路工（管路部）			1-220
	13 - 5 - 3 プレキャストボックス工（特殊部）			1-222
	13 - 5 - 4 現場打ちボックス工（特殊部）			〃
第6節 付帯設備工	13 - 6 - 2 ハンドホール工			〃

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	14 - 3 - 3 管路工（管路部）		第10編13 - 5 - 2 管路工（管路部）	
第4節 付帯設備工	14 - 4 - 2 ハンドホール工		第10編13 - 6 - 2 ハンドホール工	
第15章 道路維持				
第4節 舗装工	15 - 4 - 3 路面切削工		第3編3 - 4 - 31路面切削工	
	15 - 4 - 4 舗装打換え工		第3編3 - 4 - 32舗装打換え工	
	15 - 4 - 5 切削オーバーレイ工			1-224
	15 - 4 - 6 オーバーレイ工		第3編3 - 4 - 33オーバーレイ工	
	15 - 4 - 7 路上再生工			1-224
	15 - 4 - 8 薄層カラー舗装工		第3編2 - 6 - 7 薄層カラー舗装工	
第5節 排水構造物工	15 - 5 - 3 側溝工		第3編3 - 1 - 6 側溝工	
	15 - 5 - 4 管渠工		第3編3 - 1 - 6 側溝工	
	15 - 5 - 5 集水樹・マンホール工		第3編3 - 1 - 8 集水樹工	
	15 - 5 - 6 地下排水工		第3編3 - 1 - 9 暗渠工	
第5節 排水構造物工	15 - 5 - 7 場所打水路工		第3編3 - 1 - 7 場所打水路工	
	15 - 5 - 8 排水工		第3編3 - 1 - 6 側溝工	
第6節 防護柵工	15 - 6 - 2 路側防護柵工		第3編2 - 3 - 11路側防護柵工	
	15 - 6 - 3 防止柵工		第3編2 - 3 - 10防止柵工	
	15 - 6 - 5 ボックスビーム工		第3編2 - 3 - 11路側防護柵工	
	15 - 6 - 6 車止めポスト工		第3編2 - 3 - 10防止柵工	
第7節 標識工	15 - 7 - 3 小型標識工		第3編2 - 3 - 9 小型標識工	
	15 - 7 - 4 大型標識工		第10編2 - 8 - 4 大型標識工	
第8節 道路附属施設工	15 - 8 - 4 道路附属物工		第3編2 - 3 - 13道路附属物工	
	15 - 8 - 5 ケーブル配管工		第10編2 - 11 - 5 ケーブル配管工	
	15 - 8 - 6 照明工		第10編2 - 11 - 6 照明工	
第9節 擁壁工	15 - 9 - 3 場所打擁壁工		第3編3 - 1 - 2 場所打擁壁工	
	15 - 9 - 4 プレキャスト擁壁工		第3編3 - 1 - 3 プレキャスト擁壁工	
第10節 石・ブロック積（張）工	15 - 10 - 3 コンクリートブロック工		第3編2 - 5 - 3 コンクリートブロック工	
	15 - 10 - 4 石積（張）工		第3編2 - 5 - 5 石積（張）工	
第11節 カルバート工	15 - 11 - 4 場所打函渠工		第10編1 - 7 - 6 場所打函渠工	
	15 - 11 - 5 プレキャストカルバート工		第3編3 - 4 - 1 プレキャストカルバート工	
第12節 法面工	15 - 12 - 2 植生工		第3編2 - 3 - 7 植生工	
	15 - 12 - 3 法面吹付工		第3編2 - 3 - 6 吹付工	
	15 - 12 - 4 法枠工		第3編2 - 3 - 5 法枠工	
	15 - 12 - 6 アンカー工		第3編3 - 1 - 5 アンカー工	
	15 - 12 - 7 かご工	じゃかご	第3編3 - 2 - 3 じゃかご	
		ふとんかご	第3編3 - 2 - 4 ふとんかご、かご枠	
第14節 橋梁附属物工	15 - 14 - 2 伸縮継手工		第3編3 - 4 - 13伸縮装置工	
	15 - 14 - 4 地覆工		第3編3 - 4 - 14地覆工	
	15 - 14 - 5 橋梁用防護柵工		第3編3 - 4 - 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	15 - 14 - 6 橋梁用高欄工		第3編3 - 4 - 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	15 - 14 - 7 検査路工		第3編3 - 4 - 16検査路工	
第16節 現場塗装工	15 - 16 - 6 コンクリート面塗装工		第3編2 - 3 - 16コンクリート面塗装工	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第17章 道路修繕				
第3節 工場製作工	17-3-4 桁補強材製作工			1-226
	17-3-5 落橋防止装置製作工		第3編3-4-5 落橋防止装置製作工	
第4節 舗装工	17-4-3 路面切削工		第3編3-4-31 路面切削工	
	17-4-4 舗装打換え工		第3編3-4-32 舗装打換え工	
	17-4-5 切削オーバーレイ工		第10編15-4-5 切削オーバーレイ工	
	17-4-6 オーバーレイ工		第3編3-4-33 オーバーレイ工	
	17-4-7 路上再生工		第10編15-4-7 路上再生工	
	17-4-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	
	17-4-10 歩道舗装修繕工		第10編2-3 歩道路盤工、歩道舗装工	
第5節 排水構造物工	17-5-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	
	17-5-4 管渠工		第3編3-1-6 側溝工	
	17-5-5 集水枡・マンホール工		第3編3-1-8 集水枡工	
	17-5-6 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	
	17-5-7 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	
	17-5-8 排水工		第3編3-1-6 側溝工	
第6節 縁石工	17-6-3 縁石工		第3編2-8-8 縁石工	
第7節 防護柵工	17-7-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	
	17-7-4 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	
	17-7-5 ボックスビーム工		第3編2-3-11 路側防護柵工	
	17-7-6 車止めポスト工		第3編2-3-10 防止柵工	
第8節 標識工	17-8-3 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	
	17-8-4 大型標識工		第10編2-8-4 大型標識工	
第9節 区画線工	17-9-2 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	
第11節 道路付属施設工	17-11-4 道路付属物工		第3編2-3-13 道路付属物工	
	17-11-5 ケーブル配管工		第10編2-11-5 ケーブル配管工	
	17-11-6 照明工		第10編2-11-6 照明工	
第12節 擁壁工	17-12-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	
	17-12-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	
第13節 石・ブロック積(張)工	17-13-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	
	17-13-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	
第14節 カルバート工	17-14-4 場所打函渠工		第10編1-7-6 場所打函渠工	
	17-14-5 プレキャストカルバート工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	
第15節 法面工	17-15-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	
	17-15-3 法面吹付工		第3編2-3-6 吹付工	
	17-15-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	
	17-15-6 アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	
	17-15-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3 じゃかご 第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	
第16節 落石雪害防止工	17-16-4 落石防止網工		第10編1-9-4 落石防止網工	
	17-16-5 落石防護柵工		第3編3-4-2 落石防護柵工	
	17-16-6 防雪柵工		第10編1-9-6 防雪柵工	
	17-16-7 雪崩予防柵工		第10編1-9-7 雪崩予防柵工	
第18節 鋼桁工	17-18-3 鋼桁補強工		第10編17-3-4 桁補強材製作工	
第19節 橋梁支承工	17-19-3 鋼橋支承工		第3編3-4-17 支承工	
	17-19-4 PC橋支承工		第3編3-4-17 支承工	

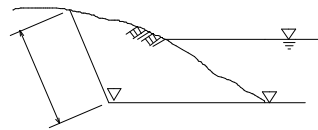
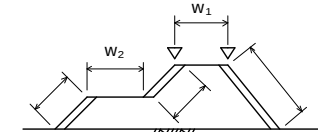
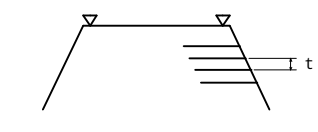
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第20節 橋梁付属物工	17 - 20 - 3 伸縮継手工		第10編15 - 14 - 2 伸縮継手工	
	17 - 20 - 4 落橋防止装置工		第3編3 - 4 - 34落橋防止装置工	
	17 - 20 - 6 地覆工		第3編3 - 4 - 14地覆工	
	17 - 20 - 7 橋梁用防護柵工		第3編3 - 4 - 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	17 - 20 - 8 橋梁用高欄工		第3編3 - 4 - 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	17 - 20 - 9 検査路工		第3編3 - 4 - 16検査路工	
第23節 現場塗装工	17 - 23 - 3 橋梁塗装工		第3編3 - 1 - 1 現場塗装工	
	17 - 23 - 6 コンクリート面塗装工		第3編2 - 3 - 16コンクリート面塗装工	

【第1編】共通編

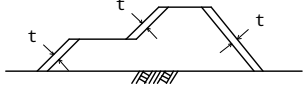
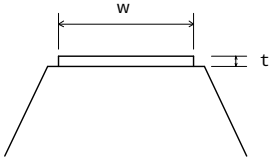
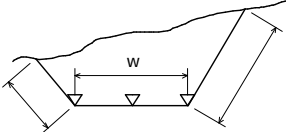
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	基 準 高	± 50	
						法 長	< 5 m	- 200
							5 m	法長 - 4 %
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3		盛土工	基 準 高	- 50	
						法 長	< 5 m	- 100
							5 m	法長 - 2 %
						幅 w_1, w_2	- 100	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土 (テールアル メ) 壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高	- 50	
						厚 さ t	- 50	
						控 え 長 さ	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は各法肩で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

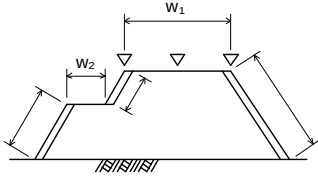
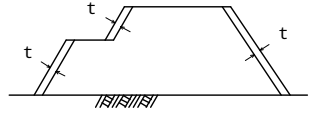
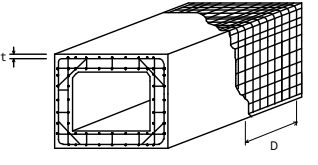
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	- 30
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm - 25
						t 15cm	- 50
						幅 w	- 100
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工	基 準 高	± 50
						法 長	< 5 m - 200
							5 m 法長 - 4 %
						幅 w	- 100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、法の中央で測定。 土羽打ちのある場合に適用。		
幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1 箇所、200m 以下は 2 箇所、中央で測定。		
施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

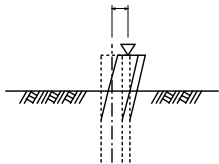
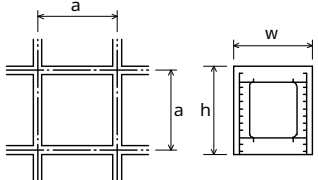
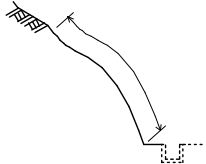
編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	路体盛土工 路床盛土工
				基 準 高
				± 50
				法 長
				< 5 m
				- 100
				5 m
				法長 - 2 %
				幅 w ₁ , w ₂
				- 100
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5	法面整形工（盛土部）
				厚 さ t
				- 30
1 共 通 編	3 無 筋、 鉄 筋 コン ク リ ー ト	5 鉄 筋	3	鉄筋の組立て
				平 均 間 隔 d
				± φ
				か ぶ り i
				± φ かつ 最小かぶり 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40 m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40 m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定。 土羽打ちのある場合に適用。		
$d = \frac{D}{n-1}$ D：本間の長さ n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（構造性能照査編 9.2）参照 重要構造物かつ主鉄筋について適用する		

【第3編】土木工事共通編

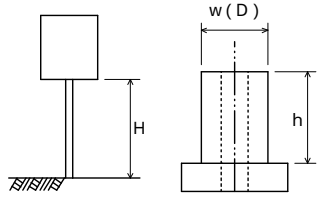
単位：mm

編 章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目 規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4	矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ± 50	
					根 入 長 設計値以上	
					変 位 100	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5	1 法 枠 工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法 長	< 10m - 100
						10m - 200
					幅 w - 30	
					高 さ h - 30	
					吹付枠中心間隔 a ± 100	
					延 長 L - 200	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5	2 法 枠 工 （プレキャスト法枠工）	法 長	< 10m - 100
						10m - 200
					延 長 L - 200	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6	吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法 長	< 3 m - 50
						3 m - 100
					厚 さ t	t < 5 cm - 10
						t 5 cm - 20
					但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50% 以上 とし、平均厚は設計厚以上	
					延 長 L - 200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 箇所、延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 枠延長 100m につき 1 箇所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		曲線部は設計図書による
1 施工箇所毎		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m につき 1 箇所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
200 m ² につき 1 箇所以上、200 m ² 以下は 2 箇所をせん孔により測定。		
1 施工箇所毎		

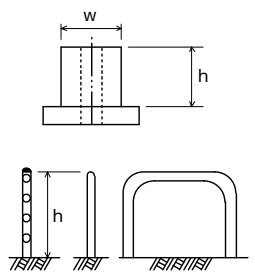
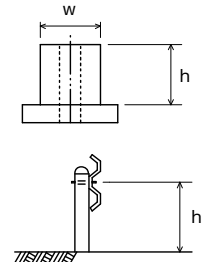
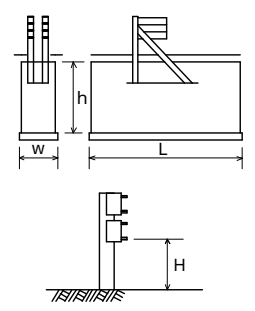
単位：mm

編 章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1 植生工 （ 種子吹付工 ） （ 張芝工 ） （ 筋芝工 ） （ 市松芝工 ） （ 植生ネット工 ） （ 種子帯工 ） （ 人工張芝工 ） （ 植生穴工 ）	切 土 法 長	< 5 m	- 200
						5 m	法長の - 4 %
					盛 土 法 長	< 5 m	- 100
						5 m	法長の - 2 %
					延 長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	2 植生工 （ 厚層基材吹付工 ） （ 客土吹付工 ）	法 長	< 5 m	- 200
						5 m	法長の - 4 %
					厚 さ t	t < 5 cm	- 10
						t 5 cm	- 20
						但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50% 以上 とし、平均厚は設計厚以上。	
					延 長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	緑石工 （ 緑石・アスカーブ ）	延 長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9	小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上
					基 礎	幅 w （ D ）	- 30
						高 さ h	- 30
						根 入 れ 長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m につき 1 箇所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工面積 200 m ² につき 1 箇所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎		
1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 1 基		
基礎 1 基毎		

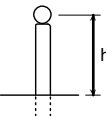
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	
						幅 w	- 30
						高 さ h	- 30
						パイプ取付高 H	+ 30 - 20
3	2	3	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	
						幅 w	- 30
						高 さ h	- 30
						ビーム取付高 H	+ 30 - 20
3	2	3	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	
						幅 w	- 30
						高 さ h	- 30
						延 長 L	- 100
						ケーブル取付高 H	+ 30 - 20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 箇所測定。 1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 施工延長 40m 40m以下のものは、2 箇所 / 1 施工箇所。 1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 1 基礎毎 1 箇所 / 1 施工箇所		

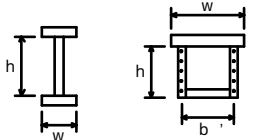
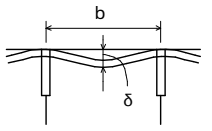
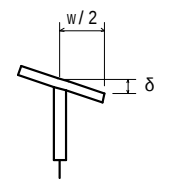
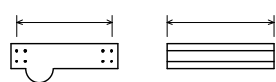
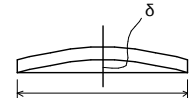
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	± 30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1 箇所テストピースにより測定。		
1 箇所 / 10 本 10 本以下の場合は、2 箇所測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） シミュレーション仮組立検査も含む	部 材 精 度		$\pm 2 \dots\dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots\dots 2.0 < w$	
							板の平面度 δ (mm)	鋼げた及びトラス等の部材の腹板 箱げた及びトラス等のフランジ 鋼床版のデッキプレート	$h / 250$ $b / 150$
							フランジの直角度 δ (mm)		$w / 200$
							部材長 (m)	鋼げた	$\pm 3 \dots\dots 10$ $\pm 4 \dots\dots > 10$
								トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots\dots 10$ $\pm 3 \dots\dots > 10$
圧縮材の曲がり δ (mm)							/ 1000		

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。		 I型鋼げた トラス弦材	
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		 	
原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
—	主要部材全数を測定。 ：部材長 (mm)		

規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ , フランジの直角度 δ , 圧縮材の曲り δ 」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

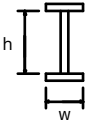
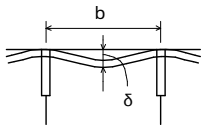
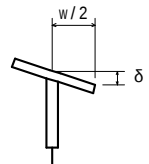
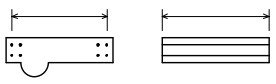
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） シミュレーション仮組立検査も含む	仮 組 立 精 度	全長、支間長 L（m）	±（10+L/10）
							主げた、主構の中心 間距離 B（m）	± 4 ……B 2 ±（3+B/2） ……B> 2
							主構の組立高さ h（m）	± 5 ……h 5 ±（2.5+h/2） ……h> 5
							主げた、主構の通り δ（mm）	5+L/5…… L 100 25……L> 100
							主げた、主構のそり δ（mm）	-5～+5……L 20 -5～+10…… 20<L 40 -5～+15…… 40<L 80 -5～+25…… 80<L 200
							主げた、主構の橋端 における出入差 δ（mm）	設計値±10
							主げた、主構の鉛直 度 δ（mm）	3+h/1,000
							現場継手部のすき間 δ ₁ 、δ ₂ （mm）	設計値±5

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた、主構全数を測定。			
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
各主げたについて 10～12m間隔を測定。 L：主げたの 支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		
どちらか一方の主げた (主構) 端を測定。			
各主桁の両端部を測定。 h：主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 delta 1、delta 2のうち大きいもの 設計値が 5mm 以下の場合は、マイナスを認めない。			

規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主げた、主構の鉛直度 delta」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

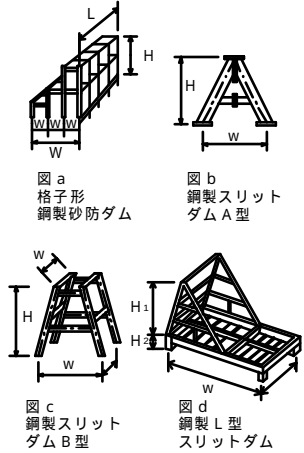
編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	14	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \quad 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \quad 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \quad 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$
						板 鋼げた等の部材 の腹板		$h / 250$
						平 箱げた等のフラ ンジ鋼床版のデ ッキプレート (mm)		$b / 150$
					材	フランジの直角度 δ (mm)		$w / 200$
					精			
					度			
						部 材 長 (m)	鋼げた	$\pm 3 \dots\dots$ $\pm 4 \dots\dots$ 10 > 10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた	
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h ：腹板高 (mm) b ：腹板又はリブの間隔 (mm) w ：フランジ幅 (mm)	 	
主要部材全数を測定。		

規格値の w 、に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。

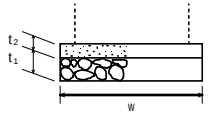
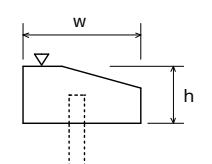
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	14	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10
						堤 長 L	± 30
						堤 長	± 10
						堤 幅 W	± 30
						堤 幅 w	± 10
						高 さ H	± 10
						ベースプレートの高さ	± 10
						本 体 の 傾 き	± H / 0.5
3	2	3	15		工場塗装工	塗 膜 厚	a . ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90 % 以上。 b . 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70 % 以上。 c . 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20 % を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。	 図 a 格子形 鋼製砂防ダム 図 b 鋼製スリット ダム A 型 図 c 鋼製スリット ダム B 型 図 d 鋼製 L 型 スリットダム	
工場塗装終了時に測定。ただし、工場 で上塗りまで塗装する場合は、下塗り 終了時と上塗り終了時に測定。なお、 鋼橋塗装便覧にいう C 塗装系の場合 は、無機ジンクリッチペイントの塗布 後にも測定。 1 ロットの大きさは、500 m ² とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、 各点の測定は 5 回行い、その平均値を その点の測定値とする。		

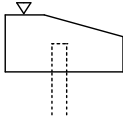
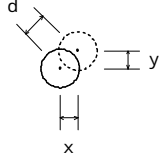
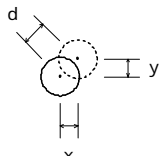
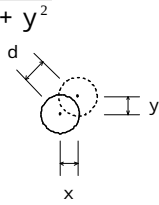
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	16		コンクリート面塗装工	塗 膜 厚	a . ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90% 以上。 b . 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70% 以上。 c . 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20% を越えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚さ t_1 , t_2 延 長 L	設計値以上 - 30 各構造物の規格値による
3	2	4	3	1	法留基礎工 (現場打)	基 準 高 幅 w 高 さ h 延 長 L	± 30 - 30 - 30 - 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500 m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基 準 高	± 30
						延 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D / 4 以内かつ 100 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D / 4 以内かつ 100 以内
						杭 径	設計径 (公称 径) 以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高	± 50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

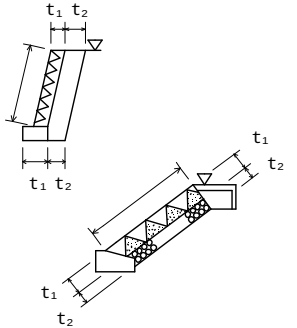
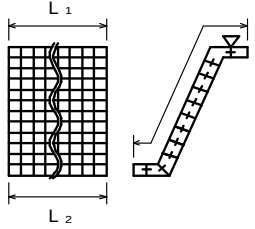
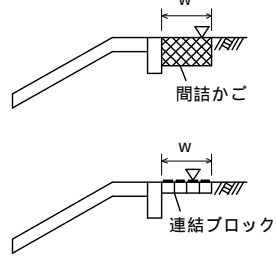
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高	± 100
						ケーソンの長さ	- 50
						ケーソンの幅 w	- 50
						ケーソンの高さ h	- 100
						ケーソンの壁厚 t	- 20
						偏 心 量 d	300 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高	± 100
						ケーソンの長さ	- 50
						ケーソンの幅 w	- 50
						ケーソンの高さ h	- 100
						ケーソンの壁厚 t	- 20
						偏 心 量 d	300 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高	± 100
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	300 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

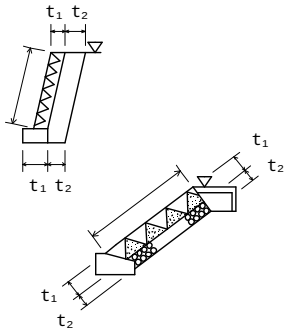
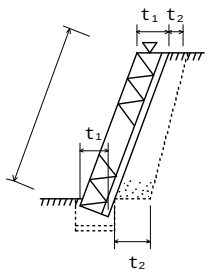
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック 積) (コンクリートブロック 張り)	基 準 高		± 50
						法 長	< 3 m	- 50
							3 m	- 100
						厚さ (ブロック積張) t ₁		- 50
						厚さ (裏込) t ₂		- 50
						延 長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高		± 50
						法 長		- 100
						延長 L ₁ , L ₂		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高		± 50
						幅 w		- 100
						延 長 L		- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	4		緑化ブロック工	基 準 高		± 50
						法 長	< 3 m	- 50
							3 m	- 100
						厚さ（ブロック） t_1		- 50
						厚さ（裏込） t_2		- 50
						延 長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	5		石積（張）工	基 準 高		± 50
						法 長	< 3 m	- 50
							3 m	- 100
						厚さ（石積・張） t_1		- 50
						厚さ（裏込） t_2		- 50
						延 長 L		- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高	± 40	± 50	—	—
						厚 さ	- 45	- 45	- 15	- 15
						幅	- 50	- 50	—	—
3	2	6	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10
						幅	- 50	- 50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10
						幅	- 50	- 50	—	—
3	2	6	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	- 15	- 20	- 5	- 7
						幅	- 50	- 50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事とい い、基層および表層用混合物の総使用 量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア - 採取について 橋面舗装等でコア - 採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値				
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)		
								中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	
3 土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3	- 4	
							幅	- 25	- 25	—	—	
3 土 木 工 事 共 通 編 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
								幅	- 25	- 25	—	—
								平 坦 性	—		3 m プロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以 下	

測 定 基 準	測 定 箇 所 摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工結果に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア - 採取について 橋面舗装等でコア - 採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	2	6	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高	± 40	± 50	—
						厚 さ	- 45		- 15
						幅	- 50		—
3	2	6	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	- 25	- 30	- 8
						幅	- 50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 ($\bar{X}_{10}$) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	2	6	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝 青)安定処理工)	厚 さ	- 25	- 30	- 8
						幅	- 50		—
3	2	6	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	- 9	- 12	- 3
						幅	- 25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	2	6	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	—10		- 3.5
						幅	—25		—
						平 坦 性	—		コンクリートの 硬化後 3mプロ フィルメータ - により機械舗 設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下
						目地段差	± 2		
3	2	6	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高	± 40	± 50	—
						厚 さ	- 45		- 15
						幅	- 50		—
3	2	6	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8
						幅	- 50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後 各車線 200m毎に水系又はレベルによ り 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上 測定、幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割 で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 ($\bar{X}_{10}$) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	
隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割と し、道路中心線及び端部で測定。厚さ は、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起 こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇 所の割に測定。		
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘 り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	2	6	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工	厚 さ	- 25	- 30	- 8
						幅	- 50		—
3	2	6	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	- 9	- 12	- 3
						幅	- 25		—
3	2	6	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	- 15		- 4.5
						幅	- 35		—
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3m プロフィルメーターにより (σ)2.4mm 以下。
						目地段差	± 2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	2	6	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高	± 40	± 50	—
						厚 さ	- 45		- 15
						幅	- 50		—
3	2	6	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8
						幅	- 50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	2	6	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	- 25	- 30	- 8
						幅	- 50		—
3	2	6	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	- 15	- 20	- 5
						幅	- 50		—
3	2	6	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3
						幅	- 25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	2	6	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高	± 40	± 50	—
						厚さ	- 45		- 15
						幅	- 50		—
3	2	6	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8
						幅	- 50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		

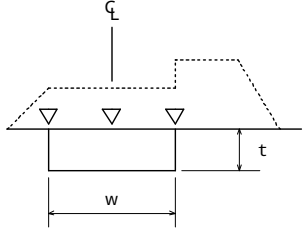
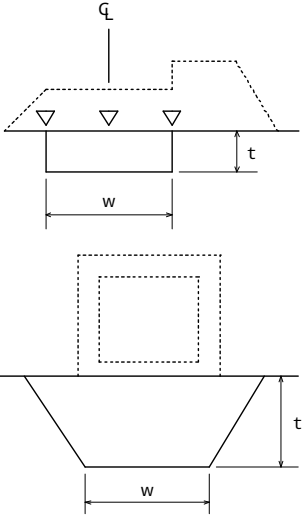
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3	2	6	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	- 25	- 30	- 8
						幅	- 50		—
3	2	6	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	- 15	- 20	- 5
						幅	- 50		—
3	2	6	8	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3
						幅	- 25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。		

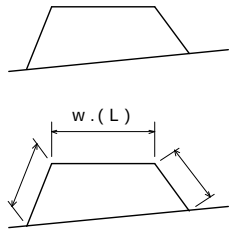
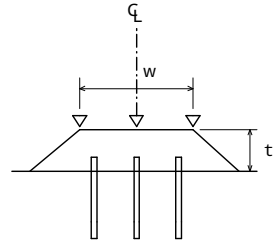
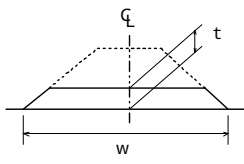
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高	± 50
						施工厚さ t	- 50
						幅 w	- 100
						延 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高	± 50
						置換厚さ t	- 50
						幅 w	- 100
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		

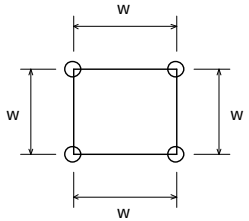
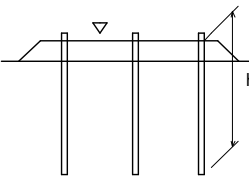
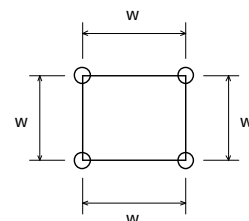
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高	特記仕様書に 明示
						法 長	- 500
						天 端 幅 w	- 300
						天端延長 L	- 500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高	± 50
						厚 さ t	- 50
						幅 w	- 100
						延 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	- 50
						幅 w	- 100
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 w.(L) は施工延長 40mにつき 1 箇所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		

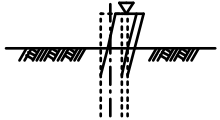
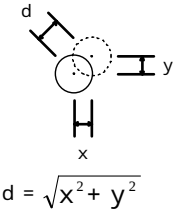
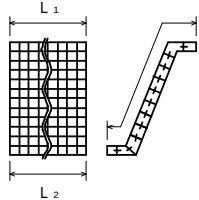
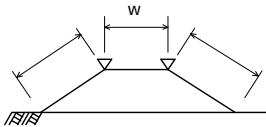
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	7	8	パーチカドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔w	± 100
						杭 径 D	設計値以上
						打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高	- 50
						位置・間隔w	D / 4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数		
全本数 計器管理にかえることができる。	 余長は、適用除外	
100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。 1 箇所に 4 本測定。		
全本数		

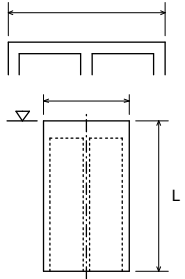
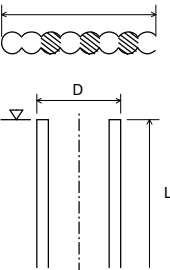
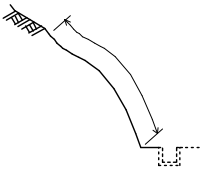
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高	±100
						根 入 長	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ	設計深さ以上
						配 置 誤 差 d	100
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長	- 100
						延長 L ₁ L ₂	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高	- 50
						天 端 幅 w	- 100
						法 長	- 100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)		
全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高	- 50
3	2	10	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高	± 50
						連壁の長さ	- 50
						変 位	300
						壁 体 長 L	- 200
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	基 準 高	± 50
						連壁の長さ	- 50
						変 位	D/4 以内
						壁 体 長 L	- 200
3	2	10	22		法面吹付工	法 長	< 3 m
							3 m
						厚 さ t	t < 5 cm
							t 5 cm
						但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50% 以上 とし、平均厚は設計厚以上	
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは、1 施工箇所につ き 2 箇所。 (任意仮設は除く)		
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25 m の場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについて は 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 箇所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 箇所。		
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25 m の場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについて は 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 箇所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 箇所。		D : 杭径
施工延長 40m につき 1 箇所、40m 以下 のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 200 m² につき 1 箇所以上、200 m² 以下 は 2 箇所をせん孔により測定。 1 施工箇所毎		

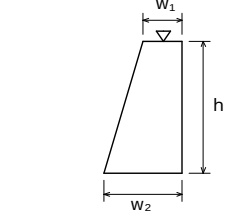
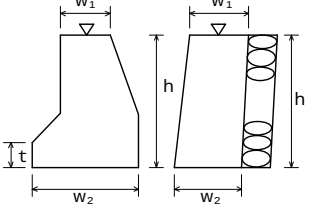
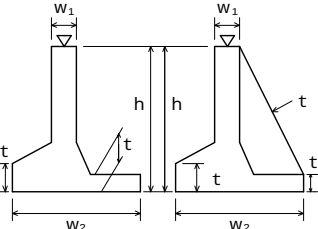
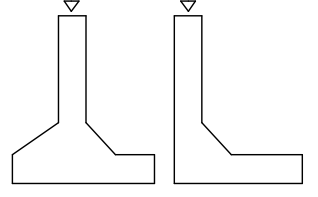
単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	1	現場塗装工	塗 膜 厚
					a．ロットの 塗膜厚平均 値は、目標 塗膜厚合計 値の 90%以 上。 b．測定値の 最小値は、 目標塗膜厚 合 計 値 の 70%以上。 c．測定値の 分布の標準偏 差は、目標塗 膜厚合計値 の 20%を超 えない。た だし、測定 値の平均値が 目標塗膜厚合 計値より大き い場合はこの 限りではな い。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500 m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点と し、各点の測定は 5 回行い、その平均 値をその点の測定値とする。		

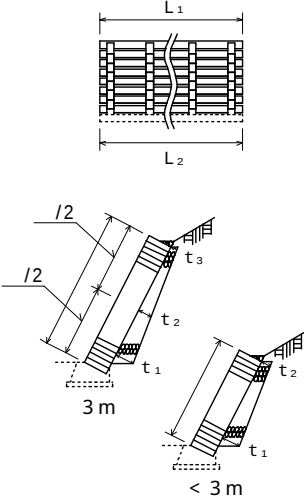
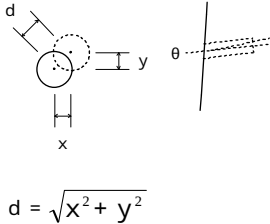
単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	2	場所打擁壁工	基 準 高	± 50	
					厚 さ t	- 20	
					裏 込 厚 さ	- 50	
					幅 w_1, w_2	- 30	
					高さ h	h < 3 m	- 50
						h ≥ 3 m	- 100
					延 長 L	- 200	
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	3	プレキャスト擁壁工	基 準 高	± 50	
					延 長 L	- 200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		

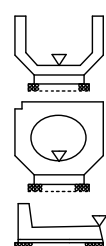
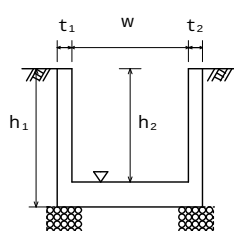
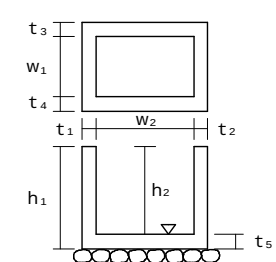
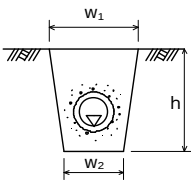
単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	井桁ブロック工	基 準 高		± 50
				法 長	高さ $h < 3 \text{ m}$	- 50
					高さ $h \geq 3 \text{ m}$	- 100
				厚さ t_1, t_2, t_3		- 50
				延 長 L_1, L_2		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	アンカー工	削孔深さ		設計値以上
				配置誤差 d		100
				せん孔方向 θ		± 2.5 度

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
全数（任意仮設は除く）		

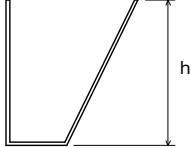
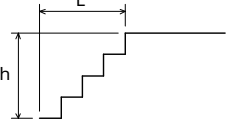
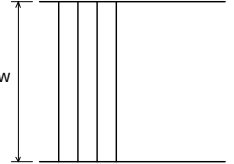
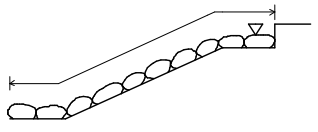
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	6		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高	± 30
						延 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	7		現場打水路工	基 準 高	± 30
						厚 さ t_1, t_2	- 20
						幅 w	- 30
						高 さ h_1, h_2	- 30
						延 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	8		集水桝工	基 準 高	± 30
						厚さ $t_1 \sim t_5$	- 20
						幅 w_1, w_2	- 30
						高さ h_1, h_2	- 30
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	9		暗渠工	基 準 高	± 30
						幅 w_1, w_2	- 50
						深 さ h	- 30
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 箇所 / 1 施工箇所		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
1 箇所毎 は、現場打部分のある場合		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所。 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2 箇所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。) 1 施工箇所毎		

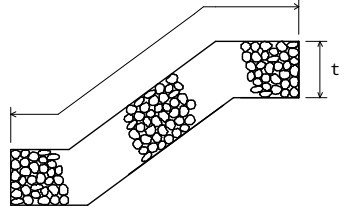
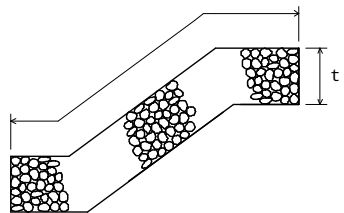
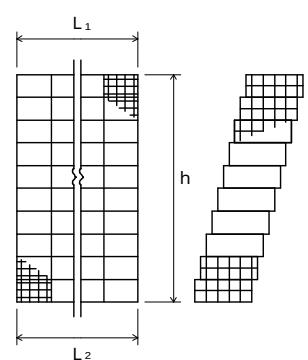
編 章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	10	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $h \quad 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < h \quad 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < h \quad 2.0$
					外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	1 共 通 関 係	11	階段工	幅 w	- 30
					高 さ h	- 30
					長 さ L	- 30
					段 数	± 0 段
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	1	巨石張り、巨石積み	基 準 高	± 500
					法 長	- 200
					延 長 L	- 200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 回 / 1 施工箇所	 	
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

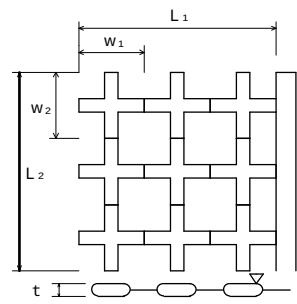
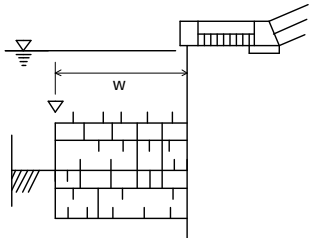
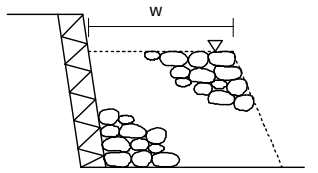
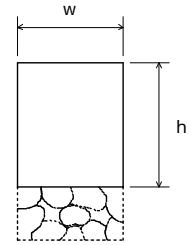
単位：mm

編 章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	2	かごマット	法 長	- 100
					厚 さ t	- 0.2 t
					延 長 L	- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	3	じゃかご	法 長 < 3 m	- 50
					3 m	- 100
					厚 さ t	- 50
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	4	ふとんかご、かご枠	高 さ h	- 100
					延 長 L_1, L_2	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

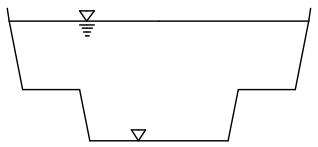
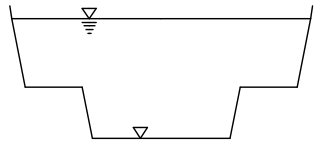
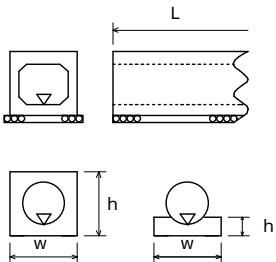
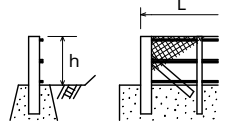
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	5		根固めブロック工	基 準 高	層 積	± 100
							乱 積	± t / 2
						厚 さ t		- 20
						幅 w ₁ w ₂	層 積	- 20
							乱 積	- t / 2
						延長 L ₁ L ₂	層 積	- 200
							乱 積	- t / 2
						3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係
幅 w		± 300						
延 長 L		- 200						
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	7		捨石工	基 準 高		- 100
						幅 w		- 100
						延 長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	8		護岸付属物工	幅 w		- 30
						高 さ h		- 30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。		
1 施工箇所毎		
1 組毎		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
各格子間の中央部 1 箇所を測定。		

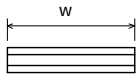
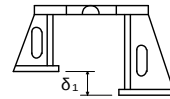
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	3 海 岸 関 係	1	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高	上限	下限
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	3 海 岸 関 係	1	2	浚渫船運転工 (グラブ船)	基準高	上限	+ 200
						幅		- 200
						延長		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	1		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高		± 30
						幅 w		- 50
						高さ h		- 30
						延長 L		- 200
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	2		落石防護柵工	高さ h		± 30
						延長 L		- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 印は、現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		

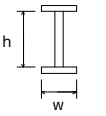
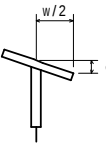
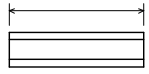
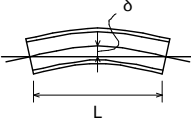
単位：mm

編 章 節	条 枝 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	3 検査路製作工	部材長 (m) $\pm 3 \dots\dots 10$ $\pm 4 \dots\dots > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	4 鋼製伸縮継手製作工	部材長 w (m) 0 ~ +30
			仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4
			フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	5 落橋防止装置製作工	部材長 (m) $\pm 3 \dots\dots 10$ $\pm 4 \dots\dots > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	6 鋼製排水管製作工	部材長 (m) $\pm 3 \dots\dots 10$ $\pm 4 \dots\dots > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
製品全数を測定。		
両端及び中央部付近を測定。	 (実測値) δ_2 	
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	7		プレビーム用桁製作工	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots w$ 0.5 $\pm 3 \dots$ $0.5 < w$ 1.0 $\pm 4 \dots$ $1.0 < w$ 2.0 $\pm (3 + w / 2) \dots 2.0 < w$
						部 材 フランジの直角度 δ (mm)	w / 200
						部材長 (m)	$\pm 3 \dots$ 10 $\pm 4 \dots$ > 10
						仮 組 立 時 主げたのそり	- 5 ~ + 5 ... L 20 - 5 ~ + 10 ... 20 < L 40
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	8		橋梁用防護柵製作工	部 部 材 長 材 (m)	$\pm 3 \dots$ 10 $\pm 4 \dots$ > 10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
各主げたについて 10～12m間隔を測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

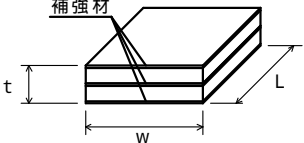
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
3	土 木 工 事 共 通 編	3	共 通 施 工	4	道 路 関 係	9	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部構造物との接合用ボルト孔アンカーボルト孔	孔の直径差	+ 2 - 0	
										中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ	
											1000mm	1
											センターボスを基準にした孔位置のずれ	
										孔の直径	> 1000mm	1.5
											100mm	+ 3 - 1
											> 100mm	+ 4 - 2
										孔の中心間距離		JIS B 0403-95 CT13
										センターボス	ボ ス の 直 径	+ 0 - 1
											ボ ス の 高 さ	+ 1 - 0

單位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	3	4	9	1	鑄造費 （金属支承工）	上沓の橋軸及び直角方向 の長さ寸法	JIS B 0403-95 CT13
						全 移 動 量	300mm ± 2
							> 300mm ± / 100
						組 立 絶 対 高 さ H	上、下面加工仕上げ ± 3
							H 300mm ± 3
							H > 300mm ± (H/200+3) 小 数点以下切り 捨て
						普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 1、 2 JIS B 0403-95 CT14
							鑄放し肉厚寸法 1 JIS B 0403-95 CT15
							削り加工寸法 JIS B 0405-91 粗級
							ガス切断寸法 JIS B 0417-79 B 級
3	3	4	9	2	鑄造費 （大型ゴム支承工）	幅 w 長 さ L 直 径 D	w, L, D 500 0 ~ + 5
							500 < w, L, D 1500mm 0 ~ + 1 %
							1500 < w, L, D 0 ~ + 15
						厚 さ t	t 20mm 0 ~ + 1
							20 < t 160 0 ~ + 5 %
							160 < t 0 ~ + 8
						平 面 度	1

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 1 片面削り加工も含む 2 ただし、ソールプレート接触面 の橋軸直角方向の長さ寸法に対し ては CT13 を適用する。		
製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ（ t ） の最大相対誤差		

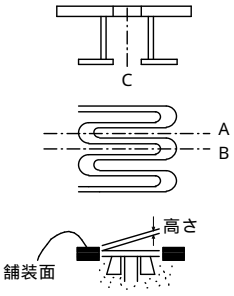
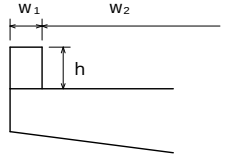
単位：mm

編 章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	10	アンカーフレーム製作工	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	b / 500
					鉛 直 度 δ_2 (mm)	h / 500
					高 さ h (mm)	± 5
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	11	仮設材製作工	部 材 長 (m)	± 3 10 ± 4 > 10
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	12	床版・横組工	基 準 高	± 20
					幅 w	0 ~ + 30
					厚 さ t	- 10 ~ + 20
					鉄筋のかぶり	設計値以上
					鉄筋の有効高さ	± 10
					鉄 筋 間 隔	± 20
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	13	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10
					据 付 け 高 さ	舗装面に対し 0 ~ - 2
					表 面 の 凹 凸	3
					仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0 ~ - 2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
軸心上全数測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 箇所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m に 1 箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。		
1 径間当たり 3 箇所（両端及び中央）測定。 1 箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		
両端及び中央部付近を測定。		

単位：mm

編 章 節 条	枝番 工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 3 4 13 土 共 道 路 施 工 事 共 通 編	2 伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	
		据 付 け 高 さ	± 3
		車線方向各点誤差の相対差	3
		表 面 の 凹 凸	3
		歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2
		縦 方 向 間 隔	± 2
		横 方 向 間 隔	± 5
3 3 4 14 土 共 道 路 施 工 事 共 通 編	地覆工	仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0 ~ - 2
		地覆の幅 w_1	- 10 ~ + 20
		地覆の高さ h	- 10 ~ + 20
		有効幅員 w_2	0 ~ + 30
3 3 4 15 土 共 道 路 施 工 事 共 通 編	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅	- 5 ~ + 10
3 3 4 16 土 共 道 路 施 工 事 共 通 編	検査路工	幅	± 3
		高 さ	± 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部、中央部各 3 点計 9 点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計 3 点。		
1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所測定。		
1 ブロックを抽出して測定。		

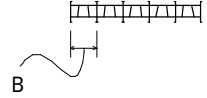
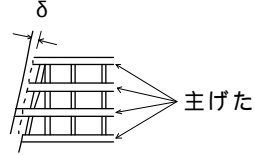
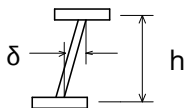
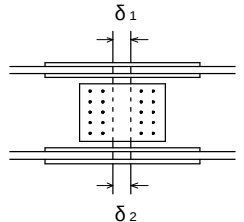
単位：mm

編 章 節 条				枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値 コンクリート橋 鋼橋		
3	3	4	17	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)	± 5		
						可動支承の移動 可能量 注 2)	設計移動量 ± 10 以上		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		± 5	$4 + 0.5 \times (B - 2)$
						下 沓 の 水 平 度	橋軸方向	1 / 100	
							橋軸直角方向		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5	
						可動支承の 移動量 注 3)		温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上	
3	3	4	17	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)	± 5		
						可動支承の移動 可能量 注 2)	設計移動量 ± 10 以上		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		± 5	$4 + 0.5 \times (B - 2)$
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向	1 / 300	
							橋軸直角方向		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5	
						可動支承の 移動量 注 3)		温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合 は、水平面の高低差を 1mm 以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合 は、水平面の高低差を 1mm 以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		

単位：mm

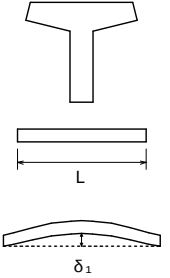
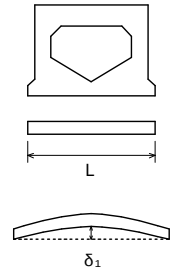
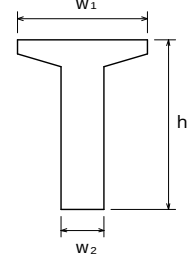
編 章	節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	18 架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長・支間長	$\pm (20+L/5)$
				通 り	$\pm (10+2L/5)$
				そ り	$\pm (25+L/2)$
				主げた、主構の 中心間距離 B(m)	$\pm 4 \dots\dots$ $B \geq 2$ $\pm (3+B/2) \dots\dots$ $B > 2$
				主げたの橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ± 10
				主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$
				現場継手部の すき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各けた毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m) L：主げた・主構の支間長(m)		
主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m) 各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)		
主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。		
は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

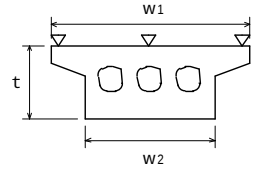
単位：mm

編 章 節 条	枝番 工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 共 道 木 通 路 工 施 関 事 工 係 共 通 編	1 プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L / 1000$
		断面の外形寸法	± 5
		橋 桁 の そ り δ_1	± 8
		横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 共 道 木 通 路 工 施 関 事 工 係 共 通 編	2 プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L / 1000 \dots$ $L > 10m$
		断面の外形寸法	± 5
		橋 桁 の そ り δ_1	± 8
		横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 共 道 木 通 路 工 施 関 事 工 係 共 通 編	ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	$+10$ -5
		幅 (下) w_2	± 5
		高 さ h	$+10$ -5
		桁 長 支 間 長	$< 15 \dots \pm 10$ $15 \dots \pm ($ $- 5)$ かつ $- 30mm$ 以内
		横方向最大タワミ	0.8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認定工場の成績表にかえることができる。 JIS 製品以外は JIS 製品に準ずる。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認定工場の成績表にかえることができる。 JIS 製品以外は JIS 製品に準ずる。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ：支間長 (m)		

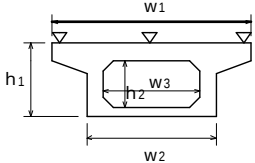
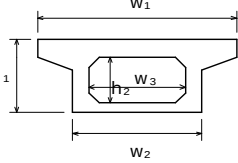
単位：mm

編 章	節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	21 プレキャストセグメント 製作工（購入工）	桁 長	—
				断面の外形寸法（mm）	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	22 プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 支 間 長	< 15... ± 10 15... ± (- 5) かつ - 30mm 以内
				横方向最大タワミ	0.8
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	23 PCホロースラブ製作工	基 準 高	± 20
				幅 w_1, w_2	- 5 ~ + 30
				厚 さ t	- 10 ~ + 20
				桁 長 支 間 長	< 15... ± 10 15... ± (- 5) かつ - 30mm 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ：支間長（m）		
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 ：支間長（m）		

単位：mm

編 章	節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	24 P C 箱桁製作工	基 準 高	± 20
			幅（上） w_1	- 5 ~ + 30	
			幅（下） w_2	- 5 ~ + 30	
			内 空 幅 w_3	± 5	
			高 さ h_1	+ 10 - 5	
			内空高さ h_2	+ 10 - 5	
			桁 長 支 間 長	< 15... ± 10 15... ± (- 5) かつ - 30mm 以内	
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	25 P C 押し箱桁製作工	幅（上） w_1	- 5 ~ + 30
			幅（下） w_2	- 5 ~ + 30	
			内 空 幅 w_3	± 5	
			高 さ h_1	+ 10 - 5	
			内空高さ h_2	+ 10 - 5	
			桁 長 支 間 長	< 15... ± 10 15... ± (- 5) かつ - 30mm 以内	
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	26 架設工（コンクリート橋）	全 長・支 間	—
			（クレーン架設） （架設桁架設）	桁の中心間距離	—
			架設工支保工 （固定） （移動）	そ り	—
			架設桁架設 （片持架設） （押し架設）		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 ：支間長（m）		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 箇所とする。 ：支間長（m）		
各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10})	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	27	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高	± 40	± 50	—	—
						厚 さ	- 45	- 45	- 15	- 15
						幅	- 50	- 50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	27	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10
						幅	- 50	- 50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	27	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10
						幅	- 50	- 50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	27	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	- 15	- 20	- 5	- 7
						幅	- 50	- 50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3	- 4
						幅	- 25	- 25	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	- 25	- 25	—	—
						平 坦 性	—		3 m ² の円形メー タ (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以 下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	コア - 採取について 橋面舗装等でコア - 採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアを採取して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高	± 40	± 50	—	—
						厚 さ	- 45	- 45	- 15	- 15
						幅	- 50	- 50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	—10
						幅	- 50	- 50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	- 25	- 30	- 8	- 10
						幅	- 50	- 50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア - 採取について 橋面舗装等でコア - 採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	3	4	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	- 15	- 20	- 5	- 7
						幅	- 50	- 50	—	—
3	3	4	28	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3	- 4
						幅	- 25	- 25	—	—
3	3	4	28	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	- 25	- 25	—	—
3	3	4	28	6	排水性舗装工 (表層工)	平 坦 性	—		3 m プロファイルメータ (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア - 採取について 橋面舗装等でコア - 採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを 採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値							
			個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)					
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	29	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	- 15	- 20	- 5	- 7
						幅	- 50	- 50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	29	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	- 12	- 3	- 4
						幅	- 25	- 25	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	29	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 9	- 2	- 3
						幅	- 25	- 25	—	—
						平 坦 性	—	3 m 3 0 円メー (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以 下		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1000 m ³ に 1 個の割でコアを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア - 採取について 橋面舗装等でコア - 採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1000 m ³ に 1 個の割でコアを 採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1000 m ³ 毎に 1 個の割でコアを 採取して測定。		

単位：mm

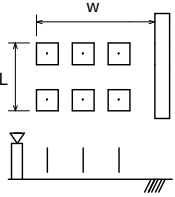
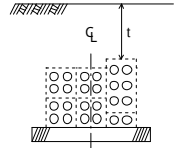
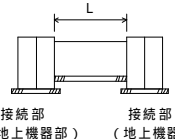
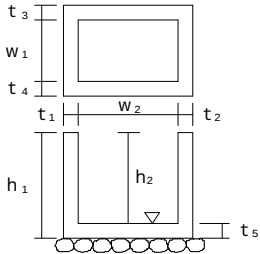
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X_{10})
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	30	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高	± 50		—
						厚 さ	t < 15cm	- 30	- 10
							t 15cm	- 45	- 15
						幅	- 100		—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	30	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	- 9		- 3
						幅	- 25		—

測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要
基準高は片側延長 40m 毎に 1 箇所 の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所測定。 歩道舗装に適用する。				
幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所 の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所コー アーを採取して測定。 歩道舗装に適用する。				

【第6編】河川編

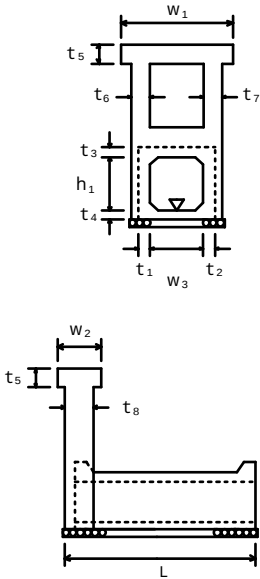
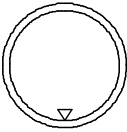
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高	± 50
						幅 w	± 300
						方 向	± 7 °
						延 長 L	- 200
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	11 光ケ－ ブル配 管工	3		配管工	埋設深	0 ~ +50
						延長 L	-200
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	11 光ケ－ ブル配 管工	4		ハンドホール工	基準高	± 30
						厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						幅 w_1, w_2	-30
						高さ h_1, h_2	-30

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 組毎		
接続部（地上機器部）間毎に 1 箇所。	  接続部（地上機器部） 接続部（地上機器部）	
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
1 箇所毎 は現場打部分のある場合		

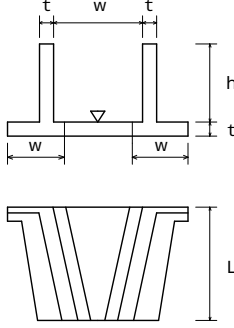
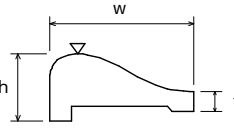
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	3 樋 門 ・ 樋 管	6	1	函渠工 (本土工)	基 準 高	± 30
						厚さ $t_1 \sim t_8$	- 20
						幅 w_1, w_2	- 30
						内空幅 w_3	- 30
						内空高 h_1	± 30
						延 長 L	- 200
6 河川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	3 樋 門 ・ 樋 管	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクトイル鉄管)	基 準 高	± 30
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		

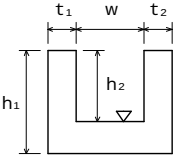
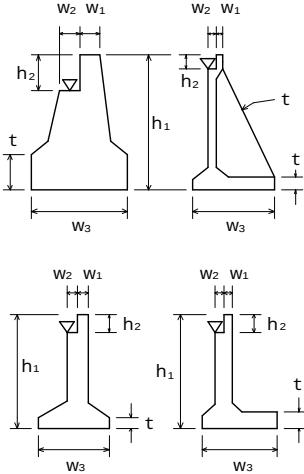
単位：mm

編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値			
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	3 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高		± 30
						厚 さ t		- 20
						幅 w		- 30
						高 さ h		± 30
						延 長 L		- 50
6 河 川 編	4 水 門	4 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高		± 30
						厚 さ t		- 20
						幅 w		- 30
						高 さ h		± 30
						延 長 L		- 50
6 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高		± 30
						厚 さ t		- 20
						幅 w		- 30
						高 さ h		± 30
						延 長 L		- 50
6 河 川 編	5 堰	5 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高		± 30
						厚 さ t		- 20
						幅 w		- 30
						高 さ h		± 30
						堰 長 L	L < 20m	- 50
							L 20m	- 100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		

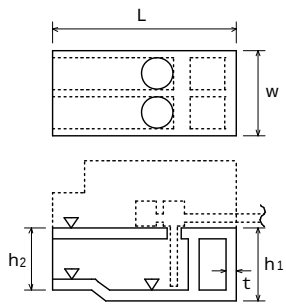
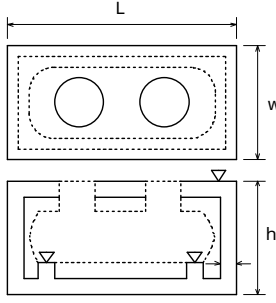
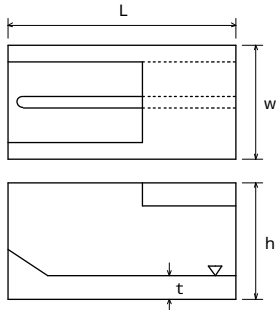
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川 編	5 堰	6 魚 道 工	3		魚道本体工	基 準 高	± 30
						厚 さ t_1, t_2	- 20
						幅 w	- 30
						高 さ h_1, h_2	- 30
						延 長 L	- 200
6 河川 編	5 堰	7 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基 準 高	± 20
						厚 さ t	- 20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	- 10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	- 10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	- 50
						高 さ h_1	- 50
						胸壁の高さ h_2	- 30
						天 端 長 l_1	- 50
						敷 長 l_2	- 50
						胸壁間距離	± 30
						支 点 長 及 び 中心線の 変 化	± 50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		

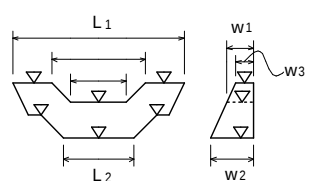
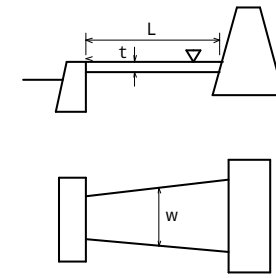
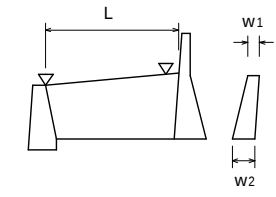
編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川 編	6 排水 機場	3 機場 本体工	6		本体工		基 準 高	± 30
							厚 さ t	- 20
							幅 w	- 30
							高さ h_1, h_2	± 30
							延 長 L	- 50
6 河川 編	6 排水 機場	3 機場 本体工	7		燃料貯油槽工		基 準 高	± 30
							厚 さ t	- 20
							幅 w	- 30
							高 さ h	± 30
							延 長 L	- 50
6 河川 編	6 排水 機場	4 沈砂 池工	7		コンクリート床版工		基 準 高	± 30
							厚 さ t	- 20
							幅 w	- 30
							高 さ h	± 30
							延 長 L	- 50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		

単位：mm

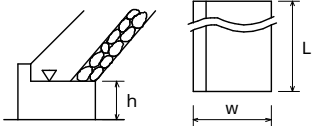
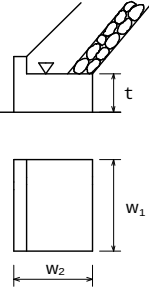
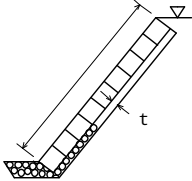
編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
6 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	6 1	本体工 (床固め本体工)	基 準 高	± 30
					天 端 幅 w_1	- 30
					堤 幅 w_2	- 30
					堤 長 L_1, L_2	- 100
					水通し幅 $1, 2$	± 50
6 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	8 1	水叩工	基 準 高	± 30
					厚 さ t	- 30
					幅 w	- 100
					延 長 L	- 100
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床固め工	6	側壁工	基 準 高	± 30
					天 端 幅 w_1	- 30
					堤 幅 w_2	- 30
					長 さ L	- 100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面に表示してある箇所にて測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
1．図面の寸法表示箇所にて測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

【第7編】河川海岸編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	3 護 岸 基 礎 工	5		場所打コンクリート工	基 準 高		± 30
						幅 w		- 30
						高 さ h		- 30
						延 長 L		- 200
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	3 護 岸 基 礎 工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高		± 50
						ブロック厚 t		- 20
						ブロック縦幅 w_1		- 20
						ブロック横幅 w_2		- 20
						延 長 L		- 200
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 護 岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高		± 50
						法 長	< 5 m	- 100
							5 m	× (- 2 %)
						厚 さ t		- 50
						延 長 L		- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
ブロック個数 40 個につき 1 箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

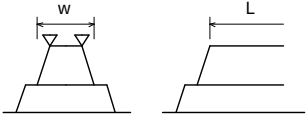
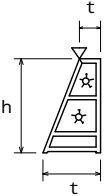
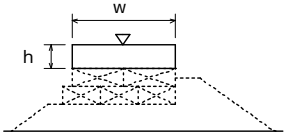
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高		± 50
						法長	< 3 m	- 50
							3 m	- 100
						厚さ t	t < 100	- 20
							t 100	- 30
						裏 込 材 厚 t'		- 50
						延 長 L		- 200
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高		± 50
						幅 w		- 50
						厚 さ t		- 10
						基 礎 厚 t'		- 45
						延 長 L		- 200
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基 準 高		± 50
						幅 w_1, w_2		- 30
						高さ $h < 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3		- 50
						高さ $h \geq 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3		- 100
						延 長 L		- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

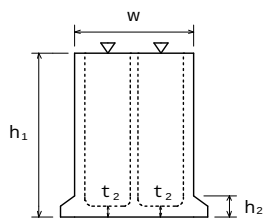
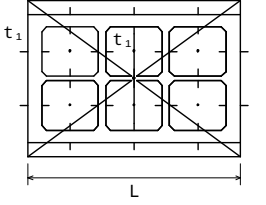
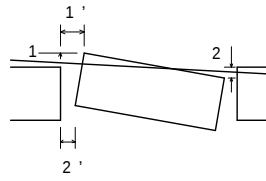
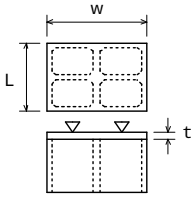
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 (層積)ブロック 規格 26 t 未満	± 300
						(層積)ブロック 規格 26 t 以上	± 500
						(乱 積)	±ブロックの 高さの 1 / 2
						天 端 幅 w 天 端 延 長 L	- ブロックの 高さの 1 / 2 - ブロックの 高さの 1 / 2
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	9		石砕工	基 準 高	± 50
						厚 さ t	- 50
						高さ h h < 3 m	- 50
						h 3 m	- 100
						延 長 L	- 200
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高	± 30
						幅 w	- 30
						高 さ h	- 30
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。延長は、センターラインで行う。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		1 施工箇所毎
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

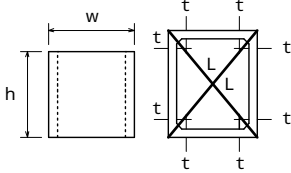
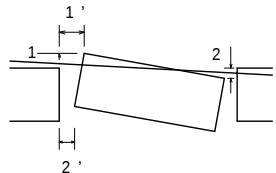
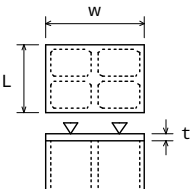
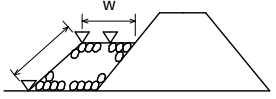
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高	砕石、砂	±100
							コンクリート	±50
						壁 厚 t_1	±10	
						幅 w	+30, -10	
						高 さ h_1	+30, -10	
						長 さ L	+30, -10	
						底版厚さ t_2	+30, -10	
						フーチング高さ h_2	+30, -10	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150	
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t	±30	
						幅 w	±30	
						長 さ L	±30	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各室中央部 1 箇所		
底版完成時、各壁 1 箇所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 底版完成時、各室中央部 1 箇所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端 2 箇所		
据付完了後、天端 2 箇所		
1 室につき 1 箇所 (中心)		

単位：mm

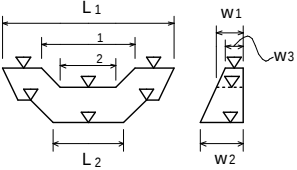
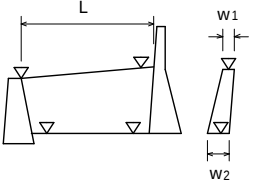
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	± 10
						幅 w	+ 20 , - 10
						高 さ h	+ 20 , - 10
						長 さ L	+ 20 , - 10
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	± 50
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高	陸 上 ± 30
							水 中 ± 50
						厚 さ t	± 30
						幅 w	± 30
						長 さ L	± 30
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	2		捨石工	基準 高	異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面 (乱積)の高さ ± 500
							異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面 (乱積)以外の高さ ± 300
						法 長	- 100
						天 端 幅 w	- 100
						天 端 延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		
据付後ブロック 1個に 2箇所(各段毎)		
1室につき1箇所(中心)		
施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
幅は施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1箇所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1施工箇所につき 2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

【第8編】砂防編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材 部材長 (m)	± 3 10 ± 4 > 10
					コンクリート堰堤本体工	基 準 高	± 30
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	6 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	天端部 堰 幅 w_1, w_3 w_2	- 30
						水通しの幅 $1, 2$	± 50
						堤 長 L_1, L_2	- 100
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	6 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基 準 高	± 30
						幅 w_1, w_2	- 30
						長 さ L	- 100

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		
1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

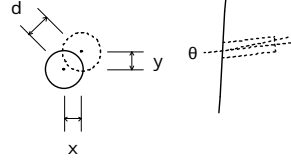
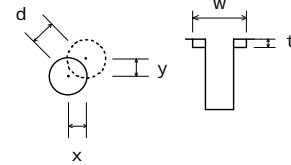
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	7 鉄 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤 高	± 50
						長 さ L	± 100
						幅 w_1, w_2	± 50
						下流側倒れ	± 0.02 H
						高さ h	h < 3 m - 50
						h ≥ 3 m	- 100
8 砂 防 編	2 流 路	4 床 固 め 工	8		魚道工	基 準 高	± 30
						幅 w	- 30
						高 さ h_1, h_2	- 30
						厚 さ t_1, t_2	- 20
						延 長 L	- 200
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	5 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基 準 高	± 30
						厚さ t_1, t_2	- 20
						幅 w	- 30
						幅 w_1, w_2	- 50
						高 さ h_1, h_2	- 30
						深 さ h_3	- 30
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高	± 50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	- 100
						巻 立 て 幅 w	- 50
						巻立て厚さ t	- 30
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	8 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高	± 50
						偏 心 量 d	D / 4 以内 かつ 100 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数		
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。		

【第9編】ダム編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダ ム 編	1 コ ン ク リ ー ト ダ ム	4 ダ ム コ ン ク リ ー ト 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高	± 20
						天 端 幅	± 20
						ジョイント間隔	± 30
						リ フ ト 高	± 50
						堤 幅	- 30 , + 50
						堤 長	- 100
9 ダ ム 編	1 コ ン ク リ ー ト ダ ム	4 ダ ム コ ン ク リ ー ト 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高	± 20
						ジョイント間隔	± 30
						幅	± 40
						長 さ	- 100 , + 60

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1．図面の寸法表示箇所にて測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 堤長は、天端中心線延長を測定。 3． 越流堤頂部、天端仕上りなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	(注)1．j：ジョイント	
1．図面の寸法表示箇所にて測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 天端高（敷高）ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 長さは、各ジョイントごとに測定。 幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	測点 測点 測点	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高	± 20
						ジョイント間隔	± 30
						リ フ ト 高	± 50
						堤 幅	- 30 , + 50
						堤 長	± 40

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1．図面の寸法表示箇所にて測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 天端高は、各ジョイントごとに測定。 堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 堤長は、各測点ごとに測定。		

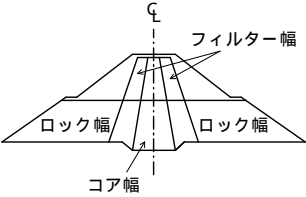
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)		天 端 高	± 30
							ジョイント間隔	± 20
							リ フ ト 高	± 50
							長 さ	± 100
							厚 さ	± 20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1．図面の寸法表示箇所にて測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		

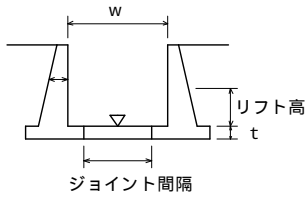
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダ ム 編	2	3	5		コアの盛立		基 準 高	- 0
							外 側 境 界 線	- 0 , + 500
9 ダ ム 編	2	3	6		フィルターの盛立		基 準 高	- 0
							外 側 境 界 線	- 0 , + 1000
							盛 立 幅	- 0 , + 1000
9 ダ ム 編	2	3	7		ロックの盛立		基 準 高	- 100
							外 側 境 界 線	- 0 , + 2000

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各測点について5層毎に測定。 外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5 m毎に測定。		

単位：mm

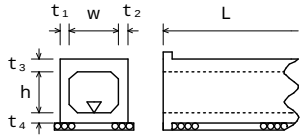
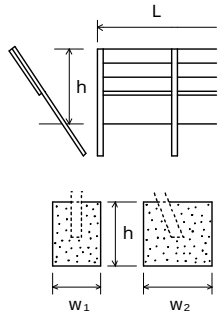
編	章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダ ム 編	2 フ ィ ル ダ ム		フィルダム (洪水吐)	基 準 高	± 20
				ジョイント間隔	± 30
				厚 さ t	± 20
				幅 w	± 40
				リ フ ト 高 さ	± 20
				長 さ L	± 100
9 ダ ム 編	3 基 礎 グ ラ ウ チ ン グ	3 ボ ー リ ン グ 工	ボーリング工	深 度 L	設計値以上
				配 置 誤 差	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1．図面の寸法表示箇所にて測定。 2．1回 / 1施工箇所		
ボーリング工毎 配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		

【第 10 編】道路編

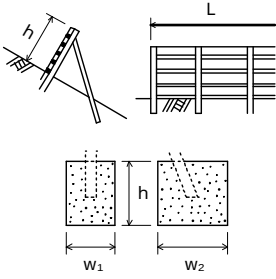
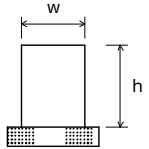
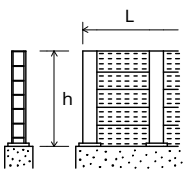
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
10 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 （m）	± 3 ... 10 ± 4 ... >10
10 道 路 編	1 道 路 改 良	7 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高		± 30
						厚さ t ₁ ～t ₄		- 20
						幅（内法） w		- 30
						高 さ h		± 30
						延 長 L	L < 20m	- 50
							L 20m	- 100
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w		- 200
						延 長 L		- 200
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h		± 30
						延 長 L		- 200
						基 礎	幅 w ₁ , w ₂	- 30
							高 さ h	- 30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工		高 さ h	± 30	
							基 礎	延 長 L	- 200
								幅 w_1, w_2	- 30
								高 さ h	- 30
							ア ン カ ー 長	打 込 み	- 10%
								埋 込 み	- 5 %
10 道 路 編	1 道 路 改 良	10 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工		幅 w	- 30	
							高 さ h	- 30	
							延 長 L	- 200	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	10 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間 隔 w	± 15	
							ず れ a	10	
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$	
							高 さ h	+ 30 , - 20	
							延 長 L	- 200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎 全数		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
施工延長 5 スパンにつき 1 箇所 1 施工箇所毎		

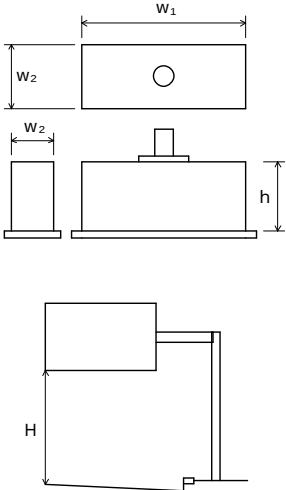
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値		
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X_{10})
								中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
10 道 路 編	2 舗 装	3 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工		基準高	± 50		—
							厚 さ	t < 15cm	- 30	- 10
								t 15cm	- 45	- 15
							幅	- 100		—
10 道 路 編	2 舗 装	3 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工		厚 さ	- 9		- 3
							幅	- 25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は片側延長 40m毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所測定。 両端部 2 点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所コアを採取して測定。		

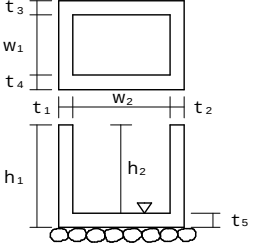
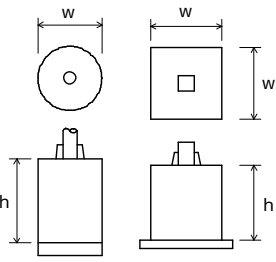
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	2 舗 装	4 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工		基 準 高	± 30
							延 長 L	- 200
10 道 路 編	2 舗 装	6 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)		基 準 高	± 20
							各 部 の 厚 さ	± 20
							各 部 の 長 さ	± 30
					(ラバーシュー)		各 部 の 長 さ	± 20
							厚 さ	—
					(アンカーボルト)		中 心 の ず れ	± 20
							ア ン カ ー 長	± 20
10 道 路 編	2 舗 装	8 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)		幅 w_1, w_2	- 30
							高 さ h	- 30
10 道 路 編	2 舗 装	8 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)		設置高さ H	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
全数		
全数		
全数		
基礎一基毎		
1 箇所 / 1 基		

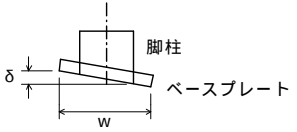
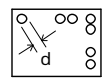
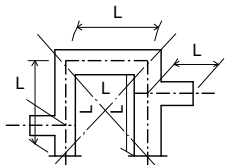
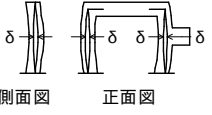
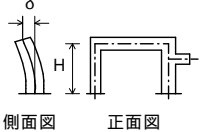
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	基 準 高	± 30
						延 長 L	- 200
10 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高	± 30
						厚 さ $t_1 \sim t_5$	- 20
						幅 w_1, w_2	- 30
						高 さ h_1, h_2	- 30
10 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	- 30
						高 さ h	- 30

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部間毎に 1 箇所 接続部間毎で全数		
1 箇所毎 印は、現場打ちのある場合		
1 箇所 / 1 施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値				
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w / 500				
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2			
								孔 の 径	0 ~ 5			
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	± 5 ... L 10m ± 10... 10 < L 20m ± (10 + (L - 20) / 10) ... 20m < L				
							はりのカンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L / 1,000				
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	10... H 10 H / 1,000 ... H > 10				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		
各柱及び片持ばり部を測定。		

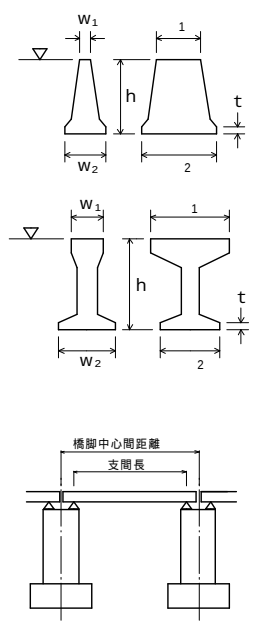
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	8		橋台躯体工		基 準 高	± 20
							厚 さ t	- 20
							天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	- 10
							天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	- 10
							敷 幅 w_3 (橋軸方向)	- 50
							高 さ h_1	- 50
							胸壁の高さ h_2	- 30
							天 端 長 l_1	- 50
							敷 長 l_2	- 50
							胸壁間距離	± 30
							支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
					アンカー ボルト の箱抜き規格値	鋼 製 支 承	計画高	- 30 ~ + 10
							平面位置	± 20
							アンカーボルト孔 の鉛直度	1 / 50 以下
						ゴ ム 支 承	計画高	- 20 ~ + 10
							平面位置	± 20
							アンカーボルト孔 の鉛直度	1 / 50 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	The figure contains three technical drawings. The top two are cross-sections of a bridge pier. The left cross-section shows a trapezoidal shape with top width w_1, bottom width w_3, height h_1, and a smaller top width w_2. It also shows a thickness t and a smaller height h_2 for the upper part. The right cross-section is similar but with a different profile. The bottom drawing is a plan view showing two piers on supports. It labels the '支間長' (span length) between the supports and the '胸壁間距離' (pier-to-pier distance) between the piers.	

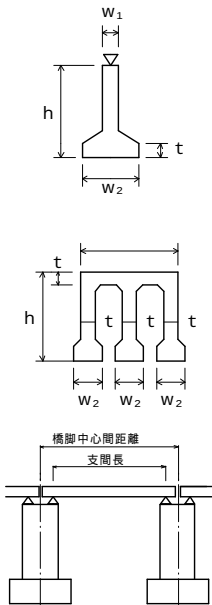
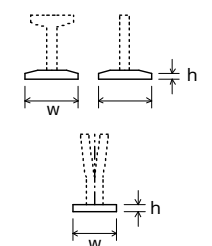
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基 準 高		± 20	
						厚 さ t		- 20	
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)		- 20	
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)		- 50	
						高 さ h		- 50	
						天 端 長 l_1		- 50	
						敷 長 l_2		- 50	
						橋脚中心間距離		± 30	
						支 間 長 及 び 中心線の変位		± 50	
						アン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	鋼 製 支 承	計画高	- 30 ~ + 10
								平面位置	± 20
								アンカーボルト孔 の 鉛直度	1 / 50 以下
							ゴ ム 支 承	計画高	- 20 ~ + 10
								平面位置	± 20
								アンカーボルト孔 の 鉛直度	1 / 50 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

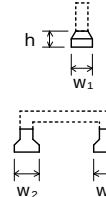
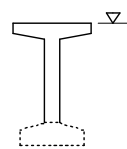
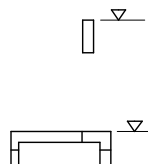
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	4	橋脚躯体工 (ラーメン式)		基 準 高	± 20
							厚 さ t	- 20
							天 端 幅 w_1	- 20
							敷 幅 w_2	- 20
							高 さ h	- 50
							長 さ	- 20
							橋脚中心間距離	± 30
							支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)		基 準 高	± 20
							幅 w (橋軸方向)	- 50
							高 さ h	- 50
							長 さ	- 50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

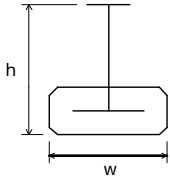
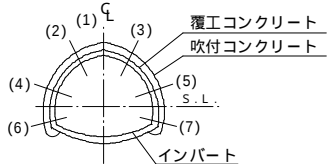
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高	± 20
						幅 w_1, w_2	- 50
						高 さ h	- 50
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高	± 20
						橋脚中心間距離	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高	± 20
						橋脚中心間距離	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ± 5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 は耐候性鋼材(裸使用)の場合		

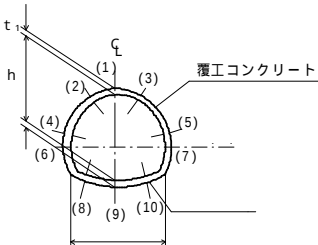
単位：mm

編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	4 3 9 鋼 橋 上 部 工 場 製 作 工	橋梁用高欄製作工	部 材 部材長 (m)	± 3 10 ± 4 > 10
10 道 路 編	5 5 2 コンクリート橋上部プレベーム桁橋工	プレベーム桁製作工 (現場)	幅 w 高 さ h 桁 長 スパン長 横方向最大タワミ	± 5 + 10 - 5 < 15... ± 10 15... ± (- 5) かつ - 30mm 以内 0.8
10 道 路 編	6 4 3 トンネル (NATM) 支保工	吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の 1 / 3 以上を確保するものとする。
10 道 路 編	6 4 4 トンネル (NATM) 支保工	ロックボルト工	位 置 間 隔 角 度 削 孔 深 さ 孔 径 突 出 量	— — — — プレート下面から10cm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 箇所とする。 ：スパン長		
施工延長 40m 毎に図に示す。 (1) ~ (7) 及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準 (構造編) にいう地盤等級 A 又は B に該当する地盤とする。		
施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		

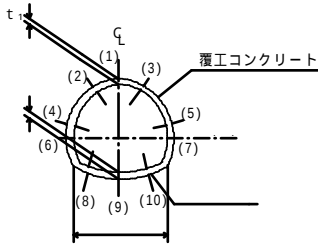
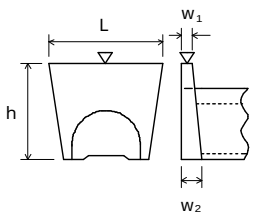
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工	コンクリート工	基準高 (拱頂)	± 50
							幅 w (全幅)	- 50
							高さ h (内法)	- 50
							厚 さ t_1, t_2	設計値以上
							延 長 L	—
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版	コンクリート工	幅 w	- 50
							厚 さ t	- 30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 箇所、(2) ~ (3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

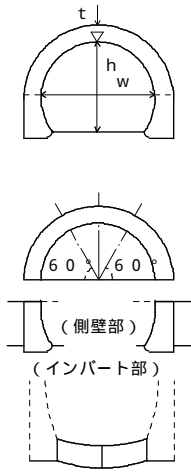
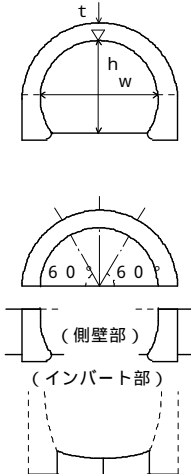
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w （全幅）	- 50	
						厚 さ t_1, t_2	設計値以上	
						延 長 L	—	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高	± 50	
						幅 w_1, w_2	- 30	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	- 50
							$h \geq 3\text{ m}$	- 100
						延 長 L	- 200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(1) 幅は、施工 40mにつき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 箇所、(2) ～ (3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
図面の主要寸法表示箇所にて測定。		

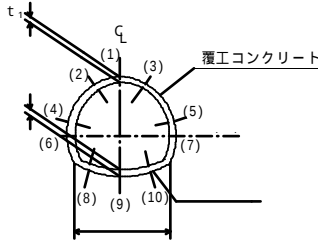
単位：mm

編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	8 坑 門 工	5	明り巻工	基 準 高（ 拱 頂 ）	± 50
					幅 w（全幅）	- 50
					高 さ h（内法）	- 50
					厚 さ t	- 20
					延 長 L	—
10 道 路 編	7 ト ン ネ ル （ 矢 板 ）	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	基 準 高（ 拱 頂 ）	± 50
					幅 w（全幅）	- 70
					高 さ h（内法）	- 70
					厚 さ t	- 50
					延 長 L	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点～において、厚さの測定を行う。		
(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点～で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点～の巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合～については上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) セン孔による巻厚の測定は図の は40mに1箇所、～は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のせん孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。		

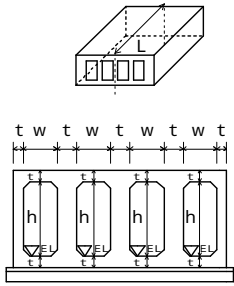
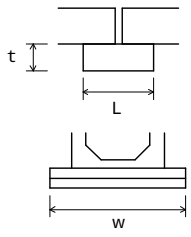
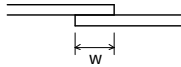
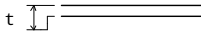
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	7 ト ン ネ ル （ 矢 板 ）	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工		幅 w （全幅）	- 50
							厚 さ t_1, t_2	設計値以上
							延 長 L	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点(1)～(10)で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点(1)～(10)の巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合(4)～(7)については上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) せん孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに 1 箇所、(2)～(3)は 100mに 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上のせん孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。		

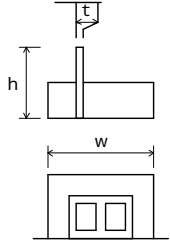
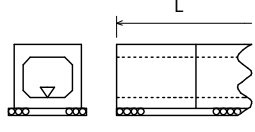
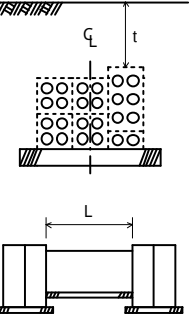
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高	± 30
						厚 さ t	- 20
						内 空 幅 w	- 30
						内 空 高 h	± 30
						ブロック長 L	- 50
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	- 20
						幅 w	- 20
						長 さ L	- 20
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

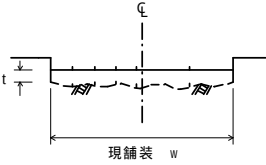
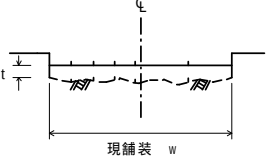
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	- 20
						幅 w	± 50
						厚 さ t	- 20
10 道 路 編	12 共 同 溝	6 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高	± 30
						延 長 L	- 200
10 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深	0 ~ + 50
						延 長 L	- 200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		
接続部 (地上機器部) 間毎に 1 箇所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】	 接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)	

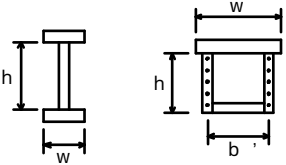
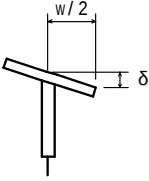
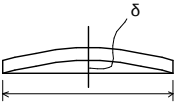
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
10	15	4	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	- 9	
						幅 w	- 25	
						延長 L	- 100	
						平 坦 性	—	3m ² の円形メーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下
10	15	4	7		路上再生工	厚さ t	- 30	
						幅 w	- 50	
						延長 L	- 100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは 40m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、延長 40m 未満の場合は、2 箇所 / 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は延長 80m 毎に 1 箇所の割で測定。厚さは、各車線 200m 毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 基 準	
						測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	17 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots$ $w \ 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \ 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \ 2.0$ $\pm (3 + w /$ $2) \dots 2.0 < w$
						フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$
						圧縮材の曲がり δ (mm)	/ 1000

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼げた トラス弦材	
床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主げた	各支点及び各支間中央付近を測定。		
—	主要部材全数を測定。 ：部材長(mm)		

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中 1 回 / 6 ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回 / 月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回 / 月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材)	○
工事開始前、工事中 1 回 / 年以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回 / 月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回 / 週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回 / 年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回 / 月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回 / 年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
工事開始前、工事中 1 回 / 年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準JSCE-B101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%
				回収水の場合： JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水質が変わった場合。		○
設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前にいき、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（ 1 試験の測定回数は3回とする ） 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・ 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・ 用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計 $\pm 15\text{kg}/\text{m}^3$ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計 ± 15 を超え $\pm 20\text{kg}/\text{m}^3$ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計 $\pm 15\text{kg}/\text{m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計 $\pm 20\text{kg}/\text{m}^3$ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計 $\pm 20\text{kg}/\text{m}^3$ 以内になることを確認する。更に、配合設計 $\pm 15\text{kg}/\text{m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差 $\pm 1.5\text{cm}$ スランプ8cm以上18cm以下：許容差 $\pm 2.5\text{cm}$ （コンクリート舗装の場合） スランプ2.5cm：許容値 $\pm 1.0\text{cm}$ （道路橋床版の場合） スランプ8cmを標準とする。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	$\pm 1.5\%$ （許容差）
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	
品質に異常が認められた場合に行う。		
品質に異常が認められた場合に行う。		

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0 . 2 mm
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・ 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 著しいたれ下がり、折れ曲がりがない
					熱間押抜法の場合 ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 著しい折れ曲がりがない 軸心の偏心がD/10以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25 m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしいづれの工種についてもP Cは除く。）及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし100 mを超えるトンネルでは、100 mを超えた箇所以降は、30 m程度に1箇所）で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85 %以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25 m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85 %を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85 %を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。	
	(2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 - 圧接面の研磨状況 - たれ下がり - 焼き割れ - 折れ曲がり - 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) - 軸心の偏心 - ふくらみ - ふくらみの長さ - 圧接部のずれ - 等	熱間押抜法以外の場合 軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 著しいたれ下がり、折れ曲がりがない
					熱間押抜法の場合 ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 著しい折れ曲がりがない 軸心の偏心がD/10以下 オーバーヒート等による表面不整がない
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343	われ及び有害な欠陥がないこと。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 目視は全数実施する。 ・ 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・ 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・ 〃は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・ 〃は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・ 〃は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・ 〃は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う	
	熱間押抜法の場合 ・ 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・ 〃は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・ 〃は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・ 〃は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査を行う。	
超音波探傷検査は技取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・ 不合格ロットの全数について超音波深傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・ 圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。	
設計図書による。		○
	・ 外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・ 外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・ 外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。	
原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、J I S Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			鋼管杭・H鋼杭の 現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上
		その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上
			鋼管杭・コンク リート杭 (根固め) 水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60% ～70%とする。
			鋼管杭・コンク リート杭 (根固め) セメントミルクの 圧縮強度試験	セメントミルク工法 に用いる根固め液及 びくい周固定液の圧 縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2- 3-1	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン 鉄鋼スラグは修正C B R 30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再 生クラッシュランを用いる場合で、上層路 盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より 小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：19.6Mpa	
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下
			鉄鋼スラグの水浸 膨張性試験	舗装試験法便覧 2- 3-4	1.5%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャーランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：定期的又は随時(1,000m²につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合 90%以上 40 で行った場合80%以上

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：随時	・ 確認試験である。 ・ 但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
1,000m ² につき2回の割で行う。	・ 確認試験である。 ・ セメントコンクリートの路盤に適用する。	
・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・ 確認試験である。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			鉄鋼スラグの修正 CBR試験	舗装試験法便覧 2- 3-1	修正CBR 80%以上
			骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			鉄鋼スラグの呈色 判定試験	JIS A 5015 舗装試験法便覧 2- 3-2	呈色なし
			鉄鋼スラグの水浸 膨張性試験	舗装試験法便覧 2- 3-4	1.5%以下
			鉄鋼スラグの一軸 圧縮試験	舗装試験法便覧 2- 3-3	1.2Mpa以上(14日)

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			鉄鋼スラグの単位 容積質量試験	舗装試験法便覧 4- 9-5	1.50kg/L以上
		その 他	粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	50%以下
			硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122	20%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい: $\pm 15\%$ 以内
			粒度(75 μ mフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	75 μ mふるい: $\pm 6\%$ 以内

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m²につき1個） ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる		
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。
			骨材の修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
観察により異常が認められたとき。		
観察により異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装試験法便覧 1-3-5、1-3-6	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下
			粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			セメント量試験	舗装試験法便覧2-5-4, 2-5-5	±1.2%以内
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m²につき1個） ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
観察により異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度 : 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量 : 0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	細長、あるいは偏平な石片 : 10%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧 3-4-15	50%以下
			フィラーの水浸膨張試験	舗装試験法便覧 3-4-12	4%以下
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装試験法便覧 3-4-13	合格

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			製鋼スラグの水浸 膨張性試験	舗装試験法便覧 3- 4-17	水浸膨張比：2.0%以下
			製鋼スラグの密度 及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下
			粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4
			蒸発後の針入度比 試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4
			高温動粘度試験	舗装試験法便覧 3-5-10	舗装施行便覧参照 ・ セミブ ローンアスファルト：表3.3.4
			60 粘度試験	舗装試験法便覧 3- 5-11	舗装施工便覧参照 ・ 改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			タフネス・テナシ ティ試験	舗装試験法便覧 3- 5-17	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3
	プラ ント	必須	粒度（2.36mmフル イ）	舗装試験法便覧 3- 4-3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度
			粒度（75μmフル イ）	舗装試験法便覧 3- 4-3	75μmふるい：±5%以内基準粒度

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。
	舗設現場	必須	温度測定（初期締め前）	温度計による。	110 以上
			外観検査（混合物）	目視	
			すべり抵抗試験	舗装試験法便覧 6-5	設計図書による
		その他			
	材料	必須	コンシステンシーVC試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 修正VC値：50秒
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） いずれか1方法	指針6-3-2(1)による。 目標値 締固め率：96%
			ランマー突き固め試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 締固め率：97%

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
随時		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時(1,000m²につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
随時		
舗設車線毎200m毎に1回		
当初		
当初		
当初		

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 細骨材表3-1 粗骨材表3-2
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準JSCE-B101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%
				回収水の場合： JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。		
細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) いずれか1方法	目標値の±1.5%
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			温度測定（コンクリート）	温度計による。	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。
			コアによる密度測定	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	
10 グースア スファルト舗 装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
2回 / 日 (午前・午後) 以上		
40mに1回 (横断方向に3箇所)		
1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	細長、あるいは偏平な石片：10%以下
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			針入度試験	JIS K 2207	15 ~ 30(1/10mm)
			軟化点試験	JIS K 2207	58 ~ 68
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25)

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86 ~ 91%
			引火点試験	JIS K 2265	240 以上
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
	プラ ント	必須	密度試験	JIS K 2207	1.07 ~ 1.13g/cm ³
			貫入試験40	舗装試験法便覧 5-3-3	貫入量(40)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm
			リュエル流動性試験240	舗装試験法便覧 5-3-4	3~20秒(目標値)
			ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3	300以上
			曲げ試験	舗装試験法便覧 3-7-5	破断ひずみ(-10 、50mm/min) 8.0×10^{-3} 以上
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			粒度（75 μ mフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3	75 μ mふるい： $\pm 5\%$ 以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量： $\pm 0.9\%$ 以内
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220 以下 石 粉：常温～150
	舗設現場	必須	温度測定（初期締め前）	温度計による。	
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験	舗装試験法便覧 1-6-1 舗装試験法便覧 1-6-2	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm：舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
随時		○
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
当初及び土質の変化したとき。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
当初及び土質の変化したとき。		
500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 又は、設計図書による。
				「T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			たわみ量	舗装試験法便覧 7-2（ベンゲルマン法）	設計図書による。
12 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 又は、設計図書による。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認								
1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積 (m²)</td><td>0～500</td><td>500～1000</td><td>1000～2000</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m ²)	0～500	500～1000	1000～2000	測定 点数	5	10	15	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
面積 (m ²)	0～500	500～1000	1000～2000							
測定 点数	5	10	15							
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とす2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。									
延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。									
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。									
降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。									
ブルーフローリングでの不良個所について実施	確認試験である。									
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。									
500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積 (m²)</td><td>0～500</td><td>500～1000</td><td>1000～2000</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m ²)	0～500	500～1000	1000～2000	測定 点数	5	10	15	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
面積 (m ²)	0～500	500～1000	1000～2000							
測定 点数	5	10	15							

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
				「T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			たわみ量	舗装試験法便覧 7-2 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。
			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。	
各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。	
降雨後または含水比の変化が認められたと	確認試験である。	
ブルーフローリングでの不良個所について実施。	確認試験である。	
改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。		
2回（午前・午後）/日		
練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー 設計・施工基準、同 解説 (JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。
15 補強土壁 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			外観検査（スト リップ、鋼製壁面 材、コンクリート 製壁面材等）	補強土壁工法各設 計・施工マニュアル による。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによ る。
			コンクリート製壁 面材のコンクリー ト強度試験	補強土壁工法各設 計・施工マニュアル による。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによ る。
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設 計・施工マニュアル による。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによ る。
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法 (3種類) のいづ れかを実施する。	最大粒径 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装試験法便覧 1-7-2 または、 「RI計器を用いた盛 土の締固め管理要領 (案) 」 「 T S ・ G P S を用 いた盛土の締固め情 報化施工管理要領 (案) 」による	最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の 平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、 設計図書による。 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが 規定回数だけ締め固められたことを確認す る。ただし、路肩から1 m以内と締固め機械 が近寄れない構造物周辺は除く。
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応 対策	「アルカリ骨材反応 抑制対策について」 (平成14年7月3 1日付け国官技第1 12号、国港環第3 5号、国空建第78 号) 」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平 成14年7月31日付け国官技第112号、 国港環第35号、国空建第78号) 」

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認								
	・ 定着時緊張力確認試験 ・ 残存引張力確認試験 ・ リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。									
当初及び土質の変化時。										
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。										
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○								
設計図書による。										
500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"><tr><td>面積 (m²)</td><td>0～500</td><td>500～1000</td><td>1000～2000</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m ²)	0～500	500～1000	1000～2000	測定 点数	5	10	15	・ 最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
面積 (m ²)	0～500	500～1000	1000～2000							
測定 点数	5	10	15							
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○								

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準JSCE-B101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%
				回収水の場合： JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地 が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地 が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材)	○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地 が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回 / 週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地 が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度によ る砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準 色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地 が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地 が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しな い。	○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地 が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水 質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を 使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水 質が変わった場合。		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	製造 (プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	
工事開始前及び工事中 1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中 1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。 原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
17 現場吹付 法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
品質に異常が認められた場合に行う。		
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中 1回/6ヶ月以上および産地が変わった場 合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地 が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地 が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材)	○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地 が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地 が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度によ る砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準 色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地 が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地 が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しな い。	○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地 が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準JSCE-B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%
			回収水の場合： JIS A 5308附属書9		塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
	施工	その他		連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水質が変わった場合。		○
2 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回 / 日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	設計図書による
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」に	引抜き耐力の80%程度以上。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
18 河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解	設計図書による。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。
			土のせん断試験	土質試験の方法と解	設計図書による。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm : 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認								
1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7...3本、σ28...3本、）とする。	・参考値：14.7Mpa以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。									
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。									
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。									
設計図書による。										
品質に異常が認められた場合に行う。										
当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
必要に応じて。										
築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
<table><tr><td>面積 (㎡)</td><td>0～ 500</td><td>500～ 1000</td><td>1000～ 2000</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (㎡)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000	測定 点数	5	10	15		
面積 (㎡)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000							
測定 点数	5	10	15							

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
				「T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	舗装試験法便覧 1-2-1	設計図書による。
19 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm : 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。
				「T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認								
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。									
トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。									
当初及び土質の変化時。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"><tr><td>面積 (m²)</td><td>0～ 500</td><td>500～ 1000</td><td>1000～ 2000</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m ²)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000	測定 点数	5	10	15	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
面積 (m ²)	0～ 500	500～ 1000	1000～ 2000							
測定 点数	5	10	15							
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解	設計図書による。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。
			土のせん断試験	土質試験の方法と解	設計図書による。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm : 舗装試験法便覧 1-7-2	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。
				「T S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	舗装試験法便覧 1-2-1	設計図書による。
			たわみ量	舗装試験法便覧 7-2 (ベンガルマンビーム)	設計図書による。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認								
・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
当初及び土質の変化した時。										
路体の場合、1,000m3につき 1 回の割合で行う。但し、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
<table border="1"><tr><td>面積 (㎡)</td><td>0～500</td><td>500～1000</td><td>1000～2000</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (㎡)	0～500	500～1000	1000～2000	測定 点数	5	10	15		
面積 (㎡)	0～500	500～1000	1000～2000							
測定 点数	5	10	15							
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。									
各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。									
各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	確認試験である。									
降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。									
トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。									
ブルーフローリングでの不良個所について実施	確認試験である。									

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
21 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。
22 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度:2.5以上 吸水率:2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005	設計図書による。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・ 500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： ・ 硬石：約2.7～2.5g/cm³ ・ 準硬石：約2.5～2g/cm³ ・ 軟石：約2g/cm³未満	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・ 500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： ・ 硬石：5%未満 ・ 準硬石：5%以上15%未満 ・ 軟石：15%以上	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・ 500m³以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・ 参考値： ・ 硬石：4903N/cm²以上 ・ 準硬石：80.66N/cm²以上4903N/cm²未満 ・ 軟石：980.66N/cm²未満	○
5,000m ³ につき1回の割で行う。 但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			粗骨材中の軟石量 試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下
			骨材中の粘土塊量 の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	40%以下
			骨材中の比重1.95 の液体に浮く粒子 の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材：0.5%以下 粗骨材：1.0%以下
			練混ぜ水の水質試 験	土木学会規準JSCE-B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で 90%以上 空気量の増分：±1%
				回収水の場合： JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
	製 造 (プ ラ ン ト)	そ 他	計量設備の計量精 度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性 能試験	バッチミキサの場 合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5% 以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5% 以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以 下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	設計図書による

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水質が変わった場合。		○
設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。		
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。		
2 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工	必須	粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125	設計図書による
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐 久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下
			単位水量測定	「レディミクストコ ンクリートの品質確 保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超 え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動 の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示 し、その運搬車の生コンは打設する。その 後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するま で、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を 行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合 は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量 変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善 を指示しなければならない。その後の全運搬 車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内に なることを確認する。更に、配合設計± 15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎 に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1 回に限り試験を実施することができる。再試 験を実施したい場合は2回の測定結果のう ち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評 価してよい。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。	
2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。	
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m³未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m³以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m³以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材）	○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準JSCE-B101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%
				回収水の場合： JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地 が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回 / 週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地 が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度によ る砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準 色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上および産地 が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地 が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しな い。	○
工事開始前、工事中 1 回/年以上および産地 が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水 質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を 使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1 回/年以上および水 質が変わった場合。		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
・ 荷卸し時 1回 / 日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計 $\pm 15\text{kg/m}^3$ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計 ± 15 を超え $\pm 20\text{kg/m}^3$ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計 $\pm 15\text{kg/m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計 $\pm 20\text{kg/m}^3$ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計 $\pm 20\text{kg/m}^3$ 以内になることを確認する。更に、配合設計 $\pm 15\text{kg/m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m^3 以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	$\pm 1.5\%$ (許容差)
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。
			アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
2 回 / 日 (午前 1 回、午後 1 回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて 1 0 0 ~ 1 5 0 m ³ ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 2 0 mm ~ 2 5 mm の場合は 1 7 5 k g / m ³ 、4 0 mm の場合は 1 6 5 k g / m ³ を基本とする。	
・ 荷卸し時 1 回 / 日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 から 150 m ³ ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1 回につき 6 本 ($\sigma 7 \cdots 3$ 本、 $\sigma 28 \cdots 3$ 本) とする。	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50 m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる	
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。	・ 小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50 m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・ 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	
・ 荷卸し時 1 回 / 日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 ~ 150 m ³ ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50 m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
品質に異常が認められた場合に行う。		
1 回 品質に異常が認められた場合に行う。		
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中 1 回 / 6 ヶ月以上および産地が変わった場合。		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
細骨材は採取箇所または、品質の変更がある ごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合 は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品 質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更がある ごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合 は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品 質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更がある ごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合 は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品 質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更がある ごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合 は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品 質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更がある ごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合 は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品 質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度によ る砂の試験」付属書3による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準 色液の色より濃い場合。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更がある ごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合 は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品 質の変更があるごとに1回。		○
工事開始前、工事中1回/年以上および産地 が変わった場合	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しな い。	○
細骨材は採取箇所または、品質の変更がある ごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合 は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品 質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
粗骨材は採取箇所または、品質の変更がある ごとに1回。		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準 JSCE-B101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%
				回収水の場合： JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○
設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
25 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。	
トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7...3本、	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
品質に異常が認められた場合に行う。		
材質は製造会社の試験による。		○
1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。		

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
26 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	修正CBR20%以上
			土の粒度試験	JIS A 1204	路上再生路盤工法技術指針(案)参照表3.3路上再生路盤用骨材の粒度範囲設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	基準密度の93%以上。
			土の一軸圧縮試験	路上再生路盤工法技術指針(案)	設計図書による。
			CAEの一軸圧縮試験	路上再生路盤工法技術指針(案)	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
27 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207	
			既設表層混合物の密度試験	舗装試験法便覧 3-7-7	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装試験法便覧 3-9-5	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装試験法便覧 3-4-3	

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
1,000m ² に1回		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
1～2回/日		
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
	施工	必須	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	96%以上
			温度測定	温度計による。	110 以上
		その他	かきほぐし深さ	「路上表層再生工法技術指針(案)」付録-5に準じる。	-0.7cm以内
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内
			粒度(75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±5%以内
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「排水性舗装技術指針(案)」3-4による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
当初及び材料の変化時		○
1,000m ² につき 1 個	空隙率による管理でもよい。	
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
1,000m ² 毎		
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	細長、あるいは偏平な石片：10%以下
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「排水性舗装技術指針（案）」3-5による。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧 3-4-15	50%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			製鋼スラグの水浸 膨張性試験	舗装試験法便覧 3- 4-17	水浸膨張比：1.5%以下
			粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下
			硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122	損失量：12%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			粗骨材中の軟石量 試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0 以上

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15)
			引火点試験	JIS K 2265	260 以上
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上
			タフネス・テナシ ティ試験	舗装試験法便覧 3- 5-17	タフネス：20N・m テナシティ：15N・m以上
			60 粘度試験	舗装試験法便覧 3- 5-11	20,000Pa・s

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
			密度試験	JIS K 2207	
	プラ ント	必須	粒度（2.36mmフル イ）	舗装試験法便覧 3- 4-3 舗装試験法便覧 3- 9-6	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度
			粒度（75μmフル イ）	舗装試験法便覧 3- 4-3 舗装試験法便覧 3- 9-6	75μmふるい：±5%以内基準粒度

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上,3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上,1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
			ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装試験法便覧 3-7-2	設計図書による。
			カンタブロ試験	「排水性舗装技術指針（案）」付録-6	設計図書による。
		その他	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	140～160
			現場透水試験	「排水性舗装技術指針（案）」付録-7 舗装試験法便覧 5-4-1	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上（歩道箇所）
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 5-3-6	基準密度の94%以上。 歩道箇所：設計図書による
			外観検査（混合物）	目視	
	舗設現場	必須			

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
随時		○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
1,000m ² ごと。		
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m²につき1個）。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
随時		

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
29 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「簡易舗装要綱」3 - 3 による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：9以下 上層路盤 PI：4以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	上層路盤 セメント安定処理： 一軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm^2 (25kgf/cm^2) 以上。 石灰安定処理： 一軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm^2 (7kgf/cm^2) 以上。
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027, 2028	ASTM D 2027, 2028カットバックアスファルト規格
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3 舗装試験法便覧 3-7-7	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上
			粒度 (2.36mmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤： 2.36mmふるい：±15%以内 表層： 2.36mmふるい：±12%以内
			粒度 (75 μm フルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤： 75 μm ふるい：±6%以内 表層： 75 μm ふるい：±4.5%以内
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量 (表層) : ±1.5%
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	
			温度測定 (敷きならし)	温度計による。	120 以上
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
30 プラント 再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装試験法便覧 3-4-3	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装試験法便覧 3-9-6	3.8%以上

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で2,000m²以上10000m²未満 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合	○
当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合	○
1,000m ² に1個または随時		
路盤：1,000m ² に1～2回または随時 表層：1～2回 / 日または随時。		
路盤：1,000m ² に1～2回または随時 表層：1～2回 / 日または随時。		
1～2回 / 日または随時。	瀝青安定処理,表層に適用する。	
全面	・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
随時	・瀝青安定処理,表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。	
再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25)
			再生骨材 洗い試験で失われる量	プラント再生舗装技術指針	5%以下
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による。
			粒度(75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による。
			再生アスファルト量	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による。
		その他	水浸マーシャル安定度試験	舗装試験法便覧 3-7-4	設計図書による。
			ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装試験法便覧 3-7-2	設計図書による。
		舗設現場	外観検査(混合物)	目視	
			温度測定(初期締固め前)	温度計による。	
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。
31 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材: 50μm Ry以下 二次部材: 100μm Ry以下
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあってはならない 二次部材: 1mm以下
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60 以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
2回以上及び材料の変化		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
設計図書による。	耐水性の確認	○
設計図書による。	耐流動性の確認	○
設計図書による。	耐磨耗性の確認	○
随時		
随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m ² につき1個）。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。		
	表面あらさは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50 μm Ryとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。	
	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
32 溶接工	施工	その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
		必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	

平成18年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上
			外観検査（余盛高さ）	・目視 ・ノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による
			外観検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。
			外観検査（アンダーカット）	・目視 ・ノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。
			外観検査（オーバーラップ）	・目視 ・ノギス等による計測	あってはならない。
			外観検査（ビート表面の不整）	・目視 ・ノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。
			外観検査（アークスタッド）	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻き込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。
33 工場製作工 （鋼橋用鋼材）	材料	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。
		必須	外観検査（主部材・代表部）	現物照合	
			外観検査（主部材・その他）	帳票確認	
			外観検査（付属部材）	帳票確認	
			機械試験	JISによる	

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接 施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、 その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験 を省略することができる。	
RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。		
外観検査の結果が不合格となったスタッドジ ベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中 から 1 %について抜き取り曲げ検査を行なうも のとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その 方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻す ことなく、曲げたままにしておくものとする。	
現物立会による目視及びリングマーク照合を 行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシートで照合して 全て一致すること。		
すべての項目がミルシートで照合して全て一 致すること。		
すべての項目がミルシートで照合して全て一 致すること。		
JISによる		